

平成 28 年度

宇部フロンティア大学
短期大学部
自己点検・評価報告書

平成 29 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	17
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	20
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	20
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	22
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	27
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	28
◇ 基準Ⅰについての特記事項	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	29
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	29
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	42
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	51
◇ 基準Ⅱについての特記事項	52
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	53
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	53
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	58
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	60
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	60
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	63
◇ 基準Ⅲについての特記事項	63
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	64
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	64
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	66
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	68
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	72
◇ 基準Ⅳについての特記事項	72
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	73

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、平成 28 年度における宇部フロンティア大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 29 年 6 月 23 日

理事長

相原 次男

学長

相原 次男

ALO

近藤 鉄浩

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

宇部フロンティア大学短期大学部（以下「本学」という）は、明治36年に香川昌子が現在の宇部市藤山に開塾した香川裁縫塾に始まる。翌年には、県知事の許可を得て香川裁縫女学校となり、以後、激動の20世紀の変遷の中で幾多の困難を克服し、香川高等女学校を経て昭和35年、県下で最初の短期大学、宇部短期大学（現 宇部フロンティア大学短期大学部）を設立した。

現在の香川学園は、宇部フロンティア大学付属幼稚園、宇部フロンティア大学付属中学校、宇部フロンティア大学付属香川高等学校、宇部フロンティア大学短期大学部、宇部フロンティア大学、宇部フロンティア大学大学院からなる総合学園であり、教育・研究の一大拠点として人材育成を含む、地域への貢献に取り組んでいる。

本学は、創始者香川昌子が意図した“人間の実生活に役立つ知識や技術の教育を通じた教養のある職業専門家の育成”を教育理念とし、「人間性の涵養と実学の重視」を建学の精神として教育を行っている。

また、教養教育と実学教育を推進する方針として、礼節、自律、共生の三つのコンセプトを建学のモットーとして定めている。礼節とは清らかな心で人に接すること、自律とは自分の主張を持つと同時に人の考えもよく聞いて物事にしなやかに対応すること、共生とは人間同士、国と国、人間と自然がともに生きるという意味である。

学校法人及び本学の歩みは次のとおりである。

<学校法人香川学園の沿革>

明治36年	4月	香川裁縫塾創設
明治37年	7月	香川裁縫女学校認可
大正15年	2月	山口県香川実科高等女学校認可
昭和11年	3月	山口県香川高等女学校認可
昭和14年	4月	財団法人山口県香川高等女学校認可
昭和22年	4月	香川学園中学校認可〔昭和37年4月宇部短期大学付属中学校に改称〕
昭和23年	4月	香川学園高等学校認可〔昭和37年4月香川高等学校に改称〕
昭和25年	4月	香川学園藤山幼稚園認可〔昭和37年4月宇部短期大学付属藤山幼稚園に改称〕
昭和26年	4月	学校法人香川学園認可
昭和35年	1月	香川学園短期大学(家政科)設置認可
昭和35年	4月	香川学園短期大学開学〔同年10月宇部短期大学に改称〕
平成 2年	4月	学校法人香川学園環境技術センター設立〔平成14年4月宇部環境技術センターに改称〕
平成13年	12月	宇部フロンティア大学人間社会学部人間社会学科設置認可
平成14年	4月	宇部フロンティア大学開学
平成16年	1月	宇部フロンティア大学大学院人間科学研究科設置認可
平成16年	4月	宇部フロンティア大学大学院人間科学研究科開設
平成16年	4月	宇部短期大学を宇部フロンティア大学短期大学部に名称変更
平成16年	4月	香川高等学校を宇部フロンティア大学付属香川高等学校に名称変更
平成16年	4月	宇部短期大学付属中学校を宇部フロンティア大学付属中学校に名称変更
平成16年	4月	宇部短期大学付属藤山幼稚園を宇部フロンティア大学付属幼稚園に名称変更

平成17年	4月	宇部フロンティア大学人間社会学部に児童発達学科を設置
平成18年	4月	宇部フロンティア大学人間社会学部人間社会学科を人間社会学部福祉心理学科に名称変更
平成18年	11月	宇部フロンティア大学人間健康学部看護学科を設置認可
平成19年	4月	宇部フロンティア大学人間健康学部看護学科を設置
平成25年	3月	宇部フロンティア大学人間社会学部児童発達学科を廃止

＜宇部フロンティア大学短期大学部の沿革＞

昭和35年	1月	香川学園短期大学(家政科)設置認可
昭和35年	4月	香川学園短期大学開学〔同年10月宇部短期大学に改称〕
昭和37年	4月	宇部短期大学に栄養士養成課程設置認可
昭和40年	4月	宇部短期大学工業計数科設置認可
昭和40年	4月	宇部短期大学保育科設置認可
昭和42年	4月	宇部短期大学文科(国語専攻・英語専攻)設置認可
昭和42年	4月	宇部短期大学家政科を家政専攻・食物栄養専攻に専攻分離認可
昭和44年	4月	宇部短期大学保育科を幼児教育学科に名称変更
昭和44年	4月	宇部短期大学文科(国語専攻・英語専攻)を文学科(国語国文学専攻・英語英文学専攻)に名称変更
昭和44年	4月	宇部短期大学家政科(家政専攻・食物栄養専攻)を家政学科(家政学専攻・食物栄養学専攻)に名称変更
昭和44年	4月	宇部短期大学工業計数科を工業計数学科に名称変更
昭和50年	4月	宇部短期大学環境衛生学科設置認可
昭和52年	4月	宇部短期大学に環境科学研究所付置
昭和55年	4月	宇部短期大学工業計数学科を情報計数学科に名称変更
昭和63年	4月	宇部短期大学幼児教育学科を保育学科に名称変更
		宇部短期大学家政学科家政学専攻に介護福祉士養成課程を設置
平成元年	4月	宇部短期大学家政学科家政学専攻を家政学専攻と生活福祉学専攻に分離
平成10年	4月	宇部短期大学文学科(国語国文学専攻・英語英文学専攻)を改組して言語文化学科を設置
平成10年	4月	宇部短期大学情報計数学科を情報システム学科に名称変更
平成10年	4月	宇部短期大学附属生涯学習センターを付置
平成11年	4月	宇部短期大学附属環境科学研究所を廃止し、宇部短期大学附属人間生活科学研究所を付置
平成11年	4月	専攻科保育福祉学専攻に介護福祉士養成課程を設置
平成12年	3月	専攻科国語国文学専攻・英語英文学専攻を廃止
平成12年	4月	宇部短期大学家政学科(家政学専攻・生活福祉学専攻)を改組して健康福祉学科(健康福祉学専攻・生活福祉学専攻)を設置、家政学科食物栄養学専攻を食物栄養学科に名称変更
平成14年	4月	宇部短期大学留学生別科を設置
平成15年	3月	宇部短期大学言語文化学科及び環境衛生学科を廃止
平成15年	4月	宇部フロンティア大学・宇部短期大学附属国際交流センターを付置
平成16年	3月	宇部短期大学専攻科環境衛生学専攻を廃止
平成16年	4月	宇部短期大学を宇部フロンティア大学短期大学部に名称変更
平成16年	4月	宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科生活福祉学専攻を生活福祉学科に名称変更
平成17年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科健康福祉学専攻を廃止
平成17年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部附属人間生活科学研究所を廃止
平成18年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部健康福祉学科生活福祉学専攻を廃止
平成19年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部専攻科保育福祉学専攻を廃止

平成20年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部生活福祉学科を廃止
平成20年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部留学生別科を廃止
平成21年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部情報システム学科を廃止
平成21年	3月	宇部フロンティア大学短期大学部専攻科情報システム学専攻を廃止
平成22年	11月	宇部フロンティア大学短期大学部創立50周年記念式典挙行。現在に至る。

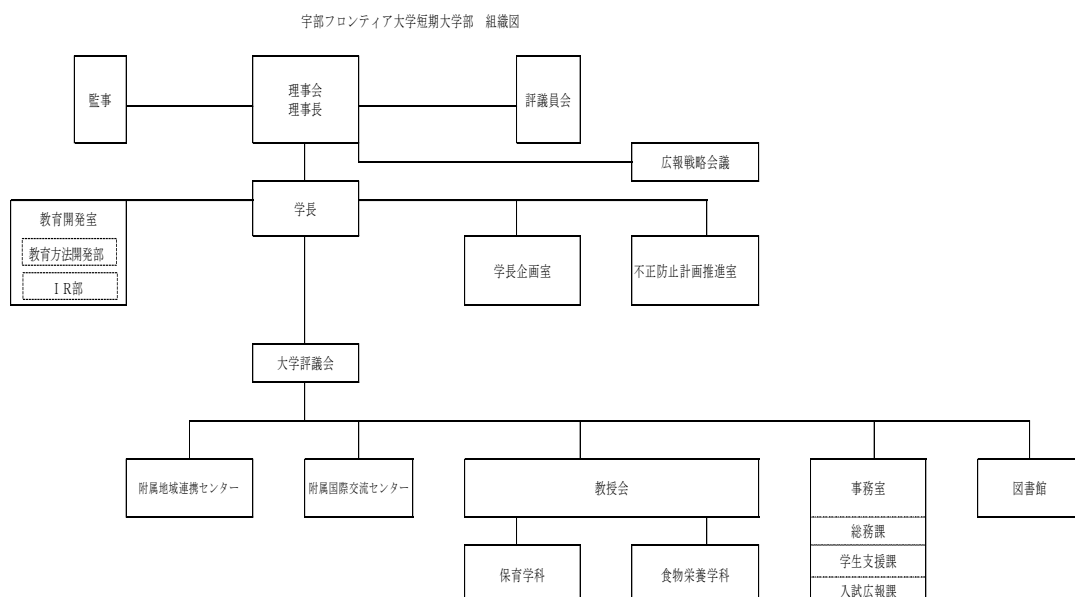
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成29年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
宇部フロンティア大学大学院	山口県宇部市文京台2-1-1	15	30	38
宇部フロンティア大学	山口県宇部市文京台2-1-1	150	630	504
宇部フロンティア大学短期大学部	山口県宇部市文京町5-40	130	260	185
教育機関名	所在地	学則定員	収容定員	在籍者数
宇部フロンティア大学附属香川高等学校	山口県宇部市文京町1-25	360	1080	652
宇部フロンティア大学附属中学校	山口県宇部市文京町1-25	90	270	177
宇部フロンティア大学附属幼稚園	山口県宇部市文京町7-5	100	280	246

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図（平成29年5月1日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

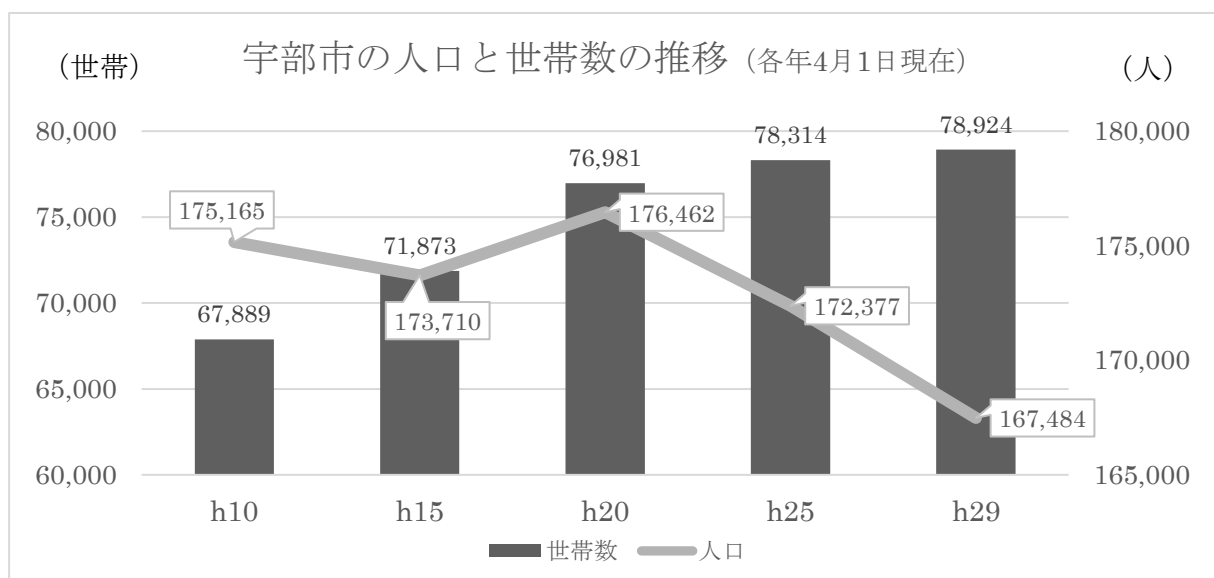
本学の所在地である宇部市は、本州西端山口県の南西部に位置し、南は瀬戸内海に面している。気候は、典型的な瀬戸内海式気候であり、温暖で住みやすい。人口は約 17 万人で、主たる産業は化学工業である。宇部市の産業は、明治期以降石炭産業の発達から戦後の化学工業へと変遷し、今日、瀬戸内有数の臨海工業地帯を形成している。戦後の急激な工業の発展に伴って生じた公害問題に対して、産官学民が一体となったいわゆる「宇部方式」でこの問題に取り組み、成果をあげ、国連環境計画（UNEP）「グローバル 500 賞」の受賞へとつながった。一方、常盤公園の整備や彫刻によるまちづくりに取り組み、宇部市特有の情景を作り出している。

この市民一丸となった自治精神の高揚とまちづくりへの情熱は、その後の都市緑化や公園整備など様々な分野に幅広い展開を見せ、特に彫刻によるまちづくりに関しては、国内有数の歴史と権威を誇る「UBE ビエンナーレ」の開催を始め、市内随所への作品の設置など、宇部市固有の情景を醸成している。

また、市内には、第三次救急医療機関である山口大学医学部附属病院をはじめ、数多くの医療施設が立地するとともに、他市と比較して市民一人当たりの病床数や医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実している。

経済産業省が発表した「地域の暮らしやすさ指標」において、宇部市は全国 1741 市区町村のなかで第 7 位の評価を得た。「地域の暮らしやすさ指標」とは、経済産業省が平成 27 年 3 月に作成した生活コストの「見える化」システムにより公表されたもので、このシステムでは全国 1741 市区町村の暮らしやすさを評価、順位が決定されている。このシステムにおいて、宇部市は 30 歳代の夫婦と乳幼児の世帯で、「生活利便性」「働きやすさ」「医療・福祉」の項目において総合的に高い評価を受け、全国 7 位という結果を得ることができた。

総人口は、平成 7 年の 182,711 人をピークに減少傾向となり、平成 25 年には 172,096 人、平成 29 年 3 月末、167,484 人となっている。世帯数は一貫して増加傾向を示しているが、1 世帯あたり平均世帯人員は平成以降 3 人を割り込み、平成 28 年には 2.30 人となっている。この背景には単身世帯の増加や核家族化の進行などが考えられる。



■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（平成 24 年度～平成 28 年度）

地域区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
山口県内	87	98.9	85	97.7	73	98.6	100	97.1	89	99
その他の 中国地域	0	0	0	0	1	1.4	3	2.9	1	1
その他	1	1.1	2	2.3	0	0	0	0	0	0
計	88	100	87	100	74	100	103	100	90	100

■ 地域社会のニーズ

平成 26～28 年度 宇部・山口県内の保育士・幼稚園教諭及び栄養士の求人数（人）

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	保育所	幼稚園	栄養士	保育所	幼稚園	栄養士	保育所	幼稚園	栄養士
宇部市内	49	5	43	24	4	12	34	7	10
山口県内	148	27	114	85	35	16	145	72	27
計	197	32	157	109	39	28	179	79	37

* 幼稚園には認定こども園を含む

* 平成 26 年度は業種別求人数

近年は、保育学科では宇部市を含む近隣市町の保育所及び幼稚園から年間を通じて求人依頼があり、保育士及び幼稚園教諭の人材不足が深刻である。施設側は早期の人材確保に必死であり、現場実習時に学生へ就職の打診がされることもある。

就職先は、宇部市内及び山口県内の保育所及び幼稚園、児童福祉施設に就職する者が毎年 80% 程度、残りは関西、関東方面の企業立保育所に就職している。本学では定員 80 人に対して定員充足率が 70% と低い、保育士を取り巻く処遇の問題が改善されれば一定数の学生確保は期待できる。

一方、食物栄養学科では、栄養士が就職する給食施設において給食業務の外部化が進み、これを請負う給食受託会社が増えてきている。このことから、給食を実施している保育所及び福祉施設・医療施設からの求人と、給食受託会社からの求人がある。毎年、宇部市内及び県内の保育所及び福祉施設・医療施設から栄養士、調理員の求人があり、給食受託会社を受験する場合も配属先として宇部市内及び県内の施設を希望する場合が多く、60～70% の学生が栄養士の資格を活かして就職している。

平成 26～28 年度 宇部・山口県内の保育士・幼稚園教諭及び栄養士（調理員）の就職
内定状況（人）

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	保育士	幼稚園 教諭	栄養士 調理員	保育士	幼稚園 教諭	栄養士 調理員	保育士	幼稚園 教諭	栄養士 調理員
宇部市内	11	5	11	5	5	2 (4)	15	11	5
山口県内	12	2	12	2	2	9 (10)	12	5	14
計	23	7	23	7	7	11 (14)	27	16	19

■ 地域社会の産業の状況

宇部市の就業人口は、昭和60年から平成7年にかけて上昇傾向であったものが、平成7年以降減少傾向にある。従業者数は建設業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉及びサービス業（他に分類されないもの）が比較的多いが、医療・福祉を除くと軒並み減少している。

宇部市の産業別従業者数の増減 平成18年と平成28年の比較（実数）

	平成 18 年	平成 28 年	増減
農林漁業	148	221	73
鉱・採石・砂利採取業	25	4	-21
建設業	6968	5333	-1635
製造業	12425	11142	-1283
電気・ガス・熱供給・水道業	666	527	-139
情報通信業	735	813	78
運輸・郵便業	4842	4108	-734
卸売・小売業	16561	14269	-2292
金融・保険業	1311	1277	-34
不動産・物品賃貸業	532	1188	656
学術研究、専門・技術サービス業		1999	1999
宿泊・飲食サービス業	5443	6760	1317
生活関連サービス・娯楽業		3024	3024
教育・学習支援業	4743	4029	-714
医療・福祉	10208	13034	2826
複合サービス業	774	557	-217
サービス業（他に分類されないもの）	10954	4274	-6680
公務（他に分類されないもの）	1729	1680	-49
計	78064	74419	-3645

■ 本学所在の市区町村の全体図



(5) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科の名称		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	備考
保育学科	入学定員	80	80	80	80	80	平成 23 年度 定員 100 人を 80 人に変更
	入学者数	50	44	62	53	59	
	入学定員 充足率 (%)	62	55	77	66	73	
	収容定員	160	160	160	160	160	
	在籍者数	103	91	108	109	110	
	収容定員 充足率 (%)	64	56	67	68	68	
食物栄養学科	入学定員	70	70	50	50	50	平成 27 年度 定員 70 人を 50 人に変更
	入学者数	37	30	41	37	39	
	入学定員 充足率 (%)	52	42	82	74	78	
	収容定員	140	140	120	100	100	
	在籍者数	74	66	74	76	75	
	収容定員 充足率 (%)	52	47	61	76	75	
学科の名称		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	備考
食物栄養専攻 専攻	入学定員	10	10	10	10	10	
	入学者数	0	0	0	0	0	
	入学定員 充足率 (%)	0	0	0	0	0	

② 卒業者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育学科	57	49	42	43	57
食物栄養学科	38	35	30	31	37

③ 退学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育学科	3	5	4	2	6
食物栄養学科	1	3	2	3	2

④ 休学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育学科	3	3	1	2	4
食物栄養学科	4	3	1	1	1

⑤ 就職者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育学科	57	42	35	34	54
食物栄養学科	34	30	24	26	33

⑥ 進学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育学科	3	1	2	1	0
食物栄養学科	0	2	4	1	5

（6）短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要（平成 29 年 5 月 1 日現在）

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数 〔イ〕	短期大学全体の入学定員に 応じて定める 専任教員数 〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保育学科	3	2	3	1	9	8		3	0	23	保育
食物栄養学科	3	1	2	3	9	5		2	0	12	家政
（小計）	6	3	5	4	18	13①		5③	0	35	
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学定員に 応じて定める 専任教員数 〔ロ〕							3②	1④			
（合計）	6	3	5	4	18	16①＋②		6③＋④	0	35	

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	12	0	12
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	0	0
その他の職員	0	0	0
計	12	0	12

③ 校地等（㎡）

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在籍学生一 人当たりの 面積(㎡)	備考 (共有の 状況等)
校地等	校舎敷地	12,286	0	0	12,286	3,000	154.375 〔イ〕	
	運動場用地	11,951	0	0	11,951			
	小計	24,237	0	0	24,237 〔ロ〕			
	その他	5,379	0	0	5,379			
	合計	29,616	0	0	29,616			

④ 校舎（㎡）

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学 校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考（共有 の状況等）
校舎	11,961	0	0	11,951	4,450	

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
19	12	10	0	0

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
18

⑦ 図書・設備

図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
88,540 〔7,186〕	54	0	420	7	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	1,133	97	90,000
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,711		

(7) 本学の情報の公表について

■ 平成 29 年 5 月 1 日現在

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	大学案内、キャンパスライフガイドブック（建学の精神）、授業内容（冊子）、本学ウェブサイトで公開している http://www.ube-c.ac.jp/index.php/history.html 基本方針 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/history.html 3つのポリシー http://www.ube-c.ac.jp/index.php/policy02.html 保育 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/policy01.html 食物栄養
2	教育研究上の基本組織に関する事	本学ウェブサイトで公開している http://www.ube-c.ac.jp/index.php/departments.html
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	本学ウェブサイトで公開している 教員組織・教員数 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/kyouin-nenrei-hiritu.html 教員学位・業績 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/staff.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	大学案内、募集要項で公開している。 本学ウェブサイトで公開している。 受入れ方針 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/seekers.html 入学者数・収容定員・在籍者数 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/

		gakuseisuu.html 卒業者数・就職者数・進学者数・進路状況 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/sotugyousuu.html
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	授業内容（冊子）、本学ウェブサイトで公開している。 授業科目（教養科目） http://www.ube-c.ac.jp/groups/info/campus/syllabus/2017nyuugaku/kyouyou.html 授業科目（保育学科） http://www.ube-c.ac.jp/groups/info/campus/syllabus/2017nyuugaku/hoiku.html 授業科目（食物栄養学科） http://www.ube-c.ac.jp/groups/info/campus/syllabus/2017nyuugaku/eiyou.html
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学ウェブサイトで公開している。 成績評価基準 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/hyoukakijyun.html 卒業要件 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/sotugyouyouken.html 資格取得に係る履修科目 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/eligibility-overview.html
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	大学案内、本学ウェブサイトで公開している。 キャンパスマップと校舎の概要 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/campus-map.html 学内紹介 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/on-campus.html
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	大学案内、入学者募集要項、本学ウェブサイトで公開している。 http://www.ube-c.ac.jp/assets/pdf/kounoukin.pdf
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	キャンパスライフガイドブック、大学案内、本学ウェブサイトで公開している。 保健室 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/infirmary.html 就職・進路先 http://www.ube-c.ac.jp/index.php/page-facility.html

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学校法人香川学園ウェブサイトで公開している。 http://www.kagawa.ac/k_jyoho.html

(8) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

〈保育学科〉

保育学科は「社会人としての基本的態度と保育の専門知識・技術を身につけ、他者との協働を通して自らを活かし社会に貢献できる人材」の育成を目指しており、ディプロマポリシーに対する到達度を学習成果としている。そのために、卒業要件の達成状況、各科目の成績分布をもとにしつつ、保育士資格・幼稚園教諭二種免許といった免許資格の付与に際しては、保育実習・教育実習における実習先の評価、日誌等の提出物、実習視察時の所見等をもとに、日頃の学習状況を加味しながら成果を確認する。学生に対しては各学期末に履修カルテを作成させることで学習成果の把握・共有を図っている。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科の教育課程には、学習成果の評価が容易な実験、実習が含まれている。また、栄養士免許取得予定者には、2 年次 12 月に実施されている栄養士実力認定試験（社団法人全国栄養士養成施設協会実施）の受験を課し、対策講座を開催し、受講させている。食物栄養学科の教員も、学習成果の状況を適切に把握し、授業改善をするために、毎年度前・後期に学生による授業評価を行っており、その結果を活用している。また、教職員の資質の向上及び教育の充実・発展を図るための全学的な教育研究活動として FD 及び SD の研修会を開催して、学生の学習成果の向上・充実を図っている。

(9) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム

該当事項なし

(10) 公的資金の適正管理の状況（平成 28 年度）

公的研究費の管理・監査体制、公的研究費の管理・監査に関する規程、公的研究費の不正防止計画を策定し、HP に公表している。

内部監査マニュアルを作成し、それを基に学園事務局経理課と定期的に内部監査を実施している。また、学内の公的研究費使用マニュアルを作成し、教員に対し年 1 回の研修会を実施している。

(11) 理事会・評議員会の開催状況（平成 26～28 年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	人 6～10	人 8	平成 26 年 5 月 22 日 14 : 00～14 : 55 16 : 50～17 : 33	人 7	% 87.5	人 0	2/2
		人 8	平成 26 年 7 月 31 日 15 : 00～16 : 13	人 8	% 100	人 0	1/2
		人 8	平成 26 年 9 月 25 日 15 : 10～16 : 16	人 6	% 75	人 0	1/2
		人 8	平成 26 年 11 月 27 日 15 : 00～16 : 30	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 27 年 1 月 22 日 15 : 00～16 : 35	人 8	% 100	人 0	1/2
		人 8	平成 27 年 2 月 27 日 15 : 00～16 : 45	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 27 年 3 月 26 日 15 : 50～17 : 00	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 27 年 5 月 28 日 14 : 35～14 : 55 16 : 30～17 : 31	人 7	% 87.5	人 0	2/2
		人 8	平成 27 年 7 月 31 日 15 : 00～16 : 48	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 27 年 9 月 25 日 15 : 00～18 : 17	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 27 年 11 月 27 日 15 : 00～17 : 28	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 28 年 1 月 29 日 14 : 45～16 : 58	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 28 年 2 月 26 日 15 : 00～16 : 48	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 28 年 3 月 29 日 15 : 35～18 : 17	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 28 年 5 月 27 日 14 : 00～14 : 55 16 : 20～17 : 30	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 28 年 7 月 7 日 15 : 00～16 : 37	人 8	% 100	人 0	1/2

		人 8	平成 28 年 9 月 23 日 15 : 00～17 : 05	人 7	% 87.5	人 0	2/2
		人 8	平成 28 年 11 月 25 日 15 : 00～17 : 25	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 28 年 12 月 19 日 15 : 00～17 : 50	人 8	% 100	人 0	2/2
		人 8	平成 29 年 1 月 27 日 15 : 00～17 : 33	人 8	% 100	人 0	1/2
		人 8	平成 29 年 2 月 24 日 15 : 00～17 : 13	人 8	% 100	人 0	1/2
		人 8	平成 29 年 3 月 23 日 17 : 13～17 : 50	人 8	% 100	人 0	2/2

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席評議員 数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	人 16～23	人 18	平成 26 年 5 月 22 日 15 : 00～16 : 40	人 11	% 61.1	人 5	2/2
		人 18	平成 26 年 9 月 25 日 14 : 00～14 : 55	人 12	% 66.7	人 5	1/2
		人 18	平成 27 年 1 月 22 日 14 : 00～14 : 54	人 17	% 94.4	人 1	1/2
		人 18	平成 27 年 3 月 26 日 14 : 00～15 : 40	人 17	% 94.4	人 1	2/2
		人 18	平成 27 年 5 月 28 日 15 : 00～16 : 20	人 15	% 83.3	人 3	2/2
		人 18	平成 28 年 1 月 29 日 14 : 00～14 : 35	人 15	% 83.3	人 2	2/2
		人 18	平成 28 年 3 月 29 日 14 : 00～15 : 26	人 14	% 77.7	人 1	2/2
		人 18	平成 28 年 5 月 27 日 15 : 00～16 : 08	人 16	% 88.8	人 2	2/2
		人 18	平成 29 年 3 月 23 日 15 : 00～17 : 02	人 16	% 88.8	人 2	2/2

2. 自己点検・評価の組織と活動

本学における自己点検・評価は「宇部フロンティア大学短期大学部自己点検・評価規程」に定めるところに基づき実施している。

(1) 自己点検・評価運営委員会

上記委員会は平成29年1月まではALO、平成29年2月より学長を委員長とし構成されている。本委員会は自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成を円滑に実施するために主導的な役割を担っている。

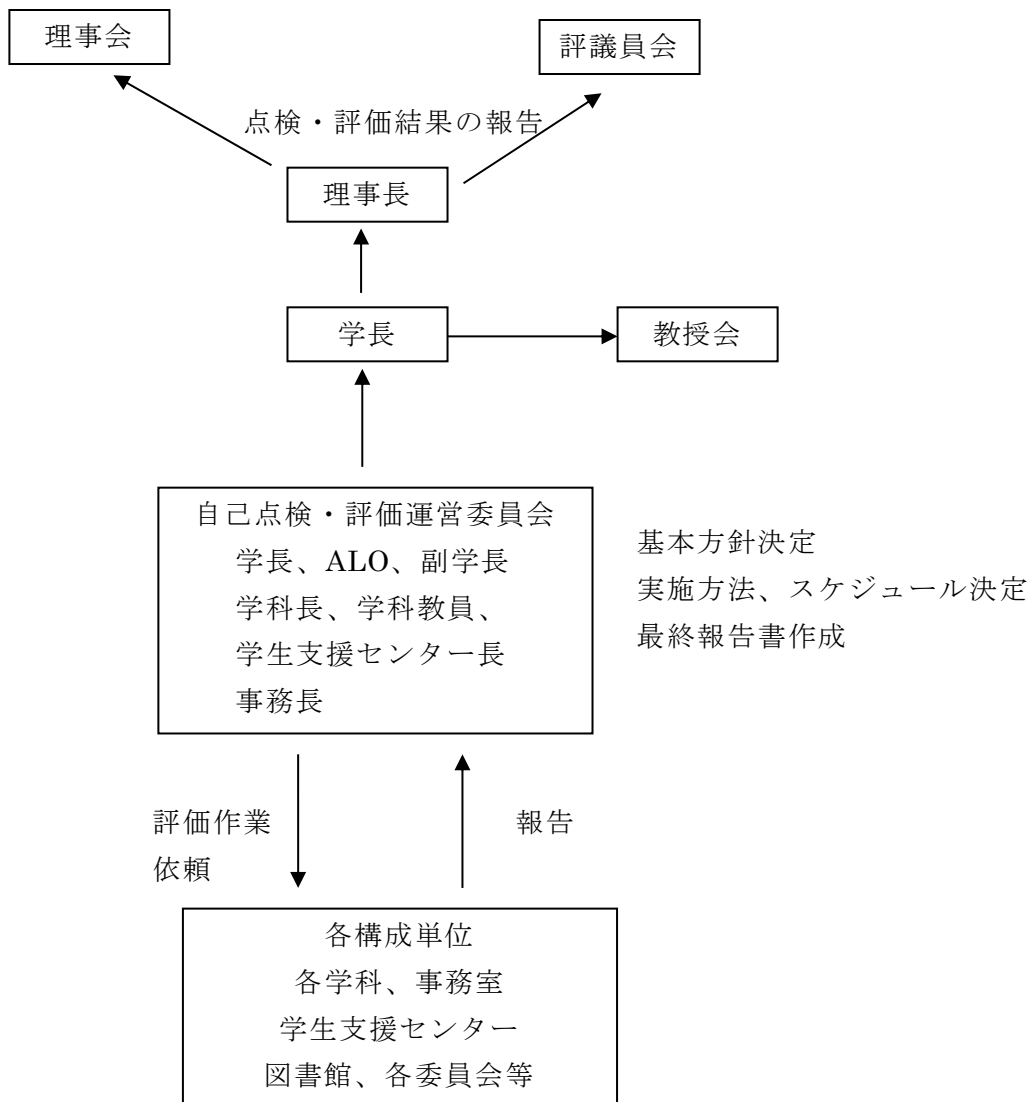
本学における自己点検・評価は、①各学科、②事務室・学生支援センター、③図書館、④各委員会、協議会等を単位として実施している。

委員名簿（平成28年度）

氏名	所属	職位	役職
相原 次男		学長	委員長
松富 直利	食物栄養学科	教授	副学長
近藤 鉄浩	保育学科	教授	ALO、保育学科長
城野 世津子	食物栄養学科	教授	食物栄養学科長
平岡 幸子	食物栄養学科	准教授	
弘中 陽子	保育学科	准教授	
村上 玲子	保育学科	教授	学生支援センター長
久田 博	短大事務室	事務長	

(2) 自己点検・評価の組織図

自己点検・評価の流れは、次の図のとおりである。



上記委員会では、認証評価制度の意義を教授会等を通じて学内構成員に周知するとともに、現行評価制度のポイントである「学習成果の明示」「PDCA サイクルの稼働」について説明を行い、教育の質保証に向けた全学的な取り組みを促している。

(3) 活動内容

下記のとおり委員会を開催した。

平成 28 年度

	開催日	議題
第 1 回	6 月 3 日（金）	1. 自己点検報告書の作成について 2. 認証評価の申し込みについて 3. その他
第 2 回	6 月 16 日（木）	1. 自己点検報告書の作成について

		2.その他
第 3 回	7 月 7 日（木）	1.自己点検報告書の作成について 2.その他
第 4 回	8 月 24 日（水）	1.自己点検報告書の作成について 2.その他
第 5 回	9 月 21 日（水）	1.自己点検報告書の作成について 2.その他
第 6 回	10 月 13 日（水）	1.自己点検報告書の作成について 2.その他
第 7 回	11 月 17 日（水）	1.自己点検報告書の作成について 2.その他
第 8 回	12 月 15 日（木）	1.自己点検報告書の進捗状況について 2.今後の作業スケジュールについて 3.その他
第 9 回	2 月 21 日（火）	1.自己点検報告書の作成について 2.その他

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

■ 基準Ⅰの自己点検・評価の概要

建学の精神は確立されており、それをより分かりやすく現代風にアレンジした教育のモットーも定められている。それらは様々な機会を通じて周知が図られているが、実際学生にどの程度理解されているかは未知数である。そこで、それらをより分かりやすい形で学生に周知するため、1、2年生ともに前後期のオリエンテーション時に学びの進捗や状況等を勘案し、建学の精神の意味と価値等を繰り返し説明する体制を整える。また平成29年度には、学年末に実施している「学生満足度調査」の中に、新たに建学の精神の認知度や理解度を測る項目を付加し、その分析結果を踏まえ、次の年度の計画に反映させる。

教育目標は確立し明示されているが、その内容がやや抽象的であり、教員間で十分共有されているとはいえず、したがって学生にも分かりやすく伝えられていない。この点は学習成果の把握につながるものであることから、学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づく達成度を学習成果として可視化し、共有できる方法・手立てを学科ごとに整備し活用につなげていくこととする。

自己点検・評価は自己点検・評価運営委員会を中心に組織的に行われており、平成27年度より5ヵ年計画で実施している中期目標・中期計画を通してPDCAサイクルが機能し始めている。しかしながら、そのことと自己点検・評価報告書の作成にかかる作業とが十分に連動しておらず、ともすると報告書の作成自体が目的になってしまい、十分な活用に至っていない面がある。

平成29年度より、中期目標・中期計画の策定担当が自己点検・評価運営委員会の所管となったのを機に、現在行っている中期目標・中期計画の内容を認証評価の評価基準をベースとしたものに変更し、そこに本学独自の項目を加える形の計画へと移行することを検討する。

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。】

■ 基準Ⅰ-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学の建学の精神は、「人間性の涵養と実学の重視」である。この文言は、学則の第1章 総則（目的及び使命）第1条に、「宇部フロンティア大学短期大学部（以下「本学」という）は、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、人格の完成をめざし、一般教養を高めるとともに、専門の学術に関する高度の知識技能を授け、知的、道徳的及び応用的能力のある有為の人材の育成を目的とし、もって文化の発展に寄与し、世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命とする。」と明記している。

開学の祖である香川昌子は、瀬戸内海沿岸の鉱工業地としてスタートした宇部村で、

教育を求める若い年代の女子に、手に職を付ける裁縫の技を磨く教育と、女性として、また妻として生きていく上での教養の大切さを強調し、教育実践に邁進した。単に実用的な知識や職業教育のみを追求するのではなく、精神的にも、社会的にも自立した心豊かな自由な人間の育成に努めた。香川昌子の教育姿勢と教育精神は、戦後期の香川学園を構成する香川高等学校や宇部短期大学にも時代を越え連綿と受け継がれてきた。

平成14年4月、宇部フロンティア大学の開設に当たり、生活技術の習得と教養の大切さを重視した、当時としては時代を先取りした学園創始者の教育精神を「人間性の涵養と実学の重視」という言葉に纏め、これを大学及び本学の建学の精神に据えることになった。この精神には、人間の過去、現在、未来をみつめて人間性の根源を探り、自己啓発に努めること、学術を極めるに当たっては、今を生きる人間や社会に役に立つ実学を大切にすること、つまり高度の実践的能力の育成を重視するという思想が表明されている。

また、本学では、建学の精神を現代風にアレンジし、教養教育と実学教育を推進する方針として、「礼節」「自律」「共生」というキーコンセプトを教育のモットーと定めている。「礼節」とは、清らかな心で人に接すること、「自律」とは自分の主張を持つと同時に、人の考えに耳を傾け、人間関係の基本となるしなやかな心を持つこと、「共生」とは、人間同士、国と国、人間と自然が共に生きること、それには他者や異文化を受容できる柔軟で優しい心が求められること、を意味している。建学の精神は本学の教育目的、教育理念等を明確に示しているといえる。

建学の精神についての学生、教職員及び学外への周知は、以下の方法で広く詳細に広報することを念頭に置いている。

①学長式辞・オリエンテーションでの周知

入学式における学長式辞のなかで、建学の精神「人間性の涵養と実学の重視」の意味について言及している。また、1年次前期に必修科目として開講している教養教育科目「大学入門」の第1回目に「学長講話」を設定して、創始者・香川昌子の生涯を写真で紹介するとともに、建学の精神・教育理念等について詳しく説明している。さらに、それぞれの学科においても、学期はじめのオリエンテーションにおいて、学科教育目標に先だって建学の精神・教育理念を担当教員が学生に説明している。

②印刷物等による学内外への周知

本学の玄関正面に、建学の精神「人間性の涵養と実学の重視」という扁額が掲示され、学生、教職員はもとより、来客者も日常的に目にすることができるようにしている。また、卒業式、入学式のパンフレットの中にも「人間性の涵養と実学の重視」という言葉が印刷されている。新入生に配付する「キャンパスライフガイドブック」の巻頭に、建学の精神の由来、その意味等を記した文章を掲載している。さらに、本学ホームページ、大学案内などを通じて建学の精神の周知を図っている。

なお、建学の精神は学生や教職員だけでなく、香川学園の理事や評議員にも共有されている。

(b) 課題

建学の精神、教育のモットーは、ただ表明・周知すればよいというものではない。周知と理解は必ずしも一致しないからである。周知は知る前提ではあるが、より大切なのは、その意味、内容の理解である。学生にどの程度、建学の精神が浸透し、日々の学生生活に活かされているか。この点になると疑問が出てくる。学生に対してさらに分かりやすい説明に心掛けるとともに、理解度を継続的に点検する必要がある。また、教員自身が本学の建学の精神や教育理念をどれだけ意識し、授業その他の場面で学生と関わっているのかについても確認が求められる。

■ **テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画**

本学の建学の精神は、今日の先行き不透明な時代にあっても、短期大学の精神・理念として普遍性と合理性を有するものであると確信している。ここで大切なのは、その精神の内容を学生がどれだけ理解し、勉学を含む学生生活の中でどれだけ活かしているかである。建学の精神等の周知は通常、入学当初のオリエンテーション時に集中している。建学の精神の内容やそこに含まれている理念などを理解するには繰り返し説明する機会が不可欠となる。そこで、1、2年生に対し前後期のオリエンテーション時に学びの進度や状況等を勘案し、建学の精神の意味と価値等を繰り返し説明する体制を整える。

また、本学では平成 27 年度より学生対象の各種の調査を実施している。平成 29 年度には、毎年学年末（1 月）に実施している「学生満足度調査」の中に、新たに建学の精神の認知度や理解度を測る項目を付加し、その分析結果を踏まえ、次の年度の計画に反映させる。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ **基準 I-B-1 の自己点検・評価**

(a) 現状**〈保育学科〉**

保育学科の教育目的は、学則第 1 章総則（目的及び使命）第 1 条第 2 項に、「保育学科は、保育と福祉、教育の視点から人々の健全な成長・発達に貢献できる人材の育成を目的とする。」と明示している。

保育学科では学科の人材育成目的（教育目的）を実現するため、社会性豊かな人間力を有し、教養を持ち、その上に保育者としての知識・技能を備えた人材の育成、さらに複雑化・多様化する現代社会の中で、様々な現代の子育てニーズに的確に対応できる力を育み、保育・幼児教育現場だけでなく、子どもに関する様々なフィールドで活躍し、即戦力となる人材の育成を目指している。

平成 26 年度より、「社会人としての基本的態度と保育の専門知識・技術を身につけ、

他者との協働を通して自らを活かし社会に貢献できる人材」の育成、を学科の教育目標として明示している。

学生が身に付けるべき知識・技能等を、具体例を含め示せば、以下のとおりである。

◎社会人としての基本的態度（一定レベルの教養がある。挨拶、礼儀、マナーをふまえて子どもや同級生だけでなく、様々な年代の人と関われる）

◎保育の専門知識・技術（今の社会の子どもと家族のニーズを理解し、保育者に必要とされる基本的知識・技術を有すること。倫理綱領に対する理解）

◎他者との協働を通して自らを活かす（他者のことに興味を持って行動できる。他者と協力できる。他者と協働する中で自己の役割を見出して貢献できる。誰かから指示されるのをただ待つのではなく、何かすることはないと自らアプローチしていける）

これらの目標は、入学時のオリエンテーションで説明するとともに、学科要覧、ホームページ、高校生向け説明資料等を通じて公表し、周知を図っている。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科の教育目的は、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を踏まえ、学則 第1章 総則（目的及び使命）第1条第3項に、「食物栄養学科は、栄養と食の視点から人々の健康の保持と増進に貢献できる人材の育成を目的にする。」と明示している。

食物栄養学科では上記の人材育成目的（教育目的）を実現するため、「人が健康な生活を送るために、健康のあり方を栄養と食の視点から学習し、様々なライフスタイル・身体状況にある人々の健康の保持・増進のために食生活の側からサポートできる総合的能力を持ち、人間性豊かで、即戦力となる『栄養士』の養成」を目指している。具体的には多様な専門科目を通して、人の身体における「栄養」の役割を理解し、「食」に関する専門知識を深め、健康的な生活を実践する方法を習得する。2年間の学習の成果は、教育内容や方法（カリキュラムポリシー）に対応させたディプロマポリシーとして示し、入試説明会等において詳しく説明している。学びの内容・方法や学習成果については、社会が求めている栄養士の役割の変化等をも考慮しながら、受験生や入学生により理解しやすい内容となるよう学科内において定期的に検討を行っている。

教育目的・目標はキャンパスライフガイドブック、およびホームページに示しており、前期・後期開始時の学科オリエンテーションにおいて学生に説明し周知を図っている。

(b) 課題

〈保育学科〉

教育目的・目標は、保育学科としてどのような保育者を育てるのかという到達点を示すものであるが、現状では教員間で共有がなされているとは言い難い。まずは教員間の共通理解を図った上で、在学生、受験生に分かりやすい表現で内外に示す必要がある。また2年間という限られた時間内で消化すべき学習内容は多岐にわたるためカリキュラムは大変過密にならざるを得ず、学生からすればやや消化不良の感がある。

加えて、保育とは子どもに対して行う演示的なものであるというイメージをもっている学生が多く、理論的な学習を忌避する傾向が見られる中、子ども理解の基盤となる知識や技術の習得にはかなりの個人差があるのが実情である。そもそも保育分野に進学する学生は他の分野に比べ相対的に学力、学習意欲の低い者が多い傾向にあり、学習の基本となる読解力や論理的思考力に課題があり、授業内容の理解に苦慮する学生は少なくない。こうした学生の基礎学力の向上や学生間の個人差の大きさに対応する工夫を何重にも積み重ねていく必要がある。

〈食物栄養学科〉

教育目的・目標は、多様な食の現場で人々の健康に関わる専門職として社会に貢献できる人材を養成することであるが、社会の動向に応じて栄養士に求められる業務・役割も変化してきている。本学科が具体的にどのような栄養士の育成を目指しているのか、非常勤も含めた教員間で養成しようとしている栄養士像の共通理解を深めるとともに、それを学生にわかりやすく示すことが重要である。

教育目的・目標が受験生及び入学生に理解され、学習意欲の喚起に繋がり、学生自ら学習の成果が自覚できる教育内容・教育方法の更なる検討が求められる。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。〕

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

〈保育学科〉

保育学科は「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を踏まえ、「社会人としての基本的態度と保育の専門知識・技術を身につけ、他者との協働を通して自らを活かし社会に貢献できる人材」の育成を教育目標として掲げ、保育者に共通に必要なとされる基本的理論や技術の習得と様々な現代の子育てニーズに対応できる力を兼ね備えることを学習成果として目指している。これらのことは「学科要覧」に記載し学生への周知を図っている。個々の授業科目レベルではシラバスに到達目標を明示し受講者に説明している。学習成果の点検・評価については、学生に対しては各学期末に履修カルテを作成させることで学生各自が学びの自己評価を行い、一方教員側は日頃の学習状況と保育実習・教育実習の実習先からの評価、日誌等の提出物の内容及び実習視察時の所見等を加味しながら学生各自の保育者としての課題を整理し、個別指導にあたっている。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科は「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神を踏まえ、「人間性豊かで、即戦力となる栄養士」の養成を教育目標として掲げ、栄養士業務である給食管理、栄養指導、栄養管理に必要とされる知識・技術の習得を学習成果として目指している。

学習成果はディプロマポリシーとして、「栄養士として必要な基礎知識と技術、および大量調理に対応できる調理技術と応用力を習得している」「食品の栄養成分特性を知り、消化吸收を高める調理加工特性を習得している」「栄養学の知識・理論に基づく食事計画および食事提供ができる」「食の視点から、ライフステージや身体状況に応じた健康づくり支援ができるようになる」「食と健康の専門家として、地域や福祉・医療・食品産業などの組織の中で、周囲と連携・協力して仕事を進めることができる」の 5 項を示している。シラバスに各科目の到達目標を明示することで学生への周知を図っている。

学習成果の評価については、定期試験の単位修得状況、栄養士資格取得状況、全国栄養士養成施設協議会が実施する全国栄養士実力認定試験による全国统一基準を参照して客観的に評価している。栄養士資格取得状況、卒業後の進路についてはホームページ、入試説明会等で公表している。学習成果の修得状況については、継続的に点検・検討を行い、学習指導やカリキュラム改善に反映すべく努めている。

(b) 課題

〈保育学科〉

学習成果の内容がやや具体性に欠けており、教員間で把握、共有するに至っていない。そのため学生に理解、浸透させることが十分にできていない面がある。このことは学習成果の測定にもつながっており、各教員はシラバスに基づいた学習成果の評価を行っているものの、その評価方法は各個人の基準に委ねられている。実習評価については学科の専任教員全員で行っており、その評価内容は妥当であると考えるが、評価基準の明文化には至っていない。

〈食物栄養学科〉

学科の三方針（DP、CP、AP）について明示しているが、入学生の資質、社会の栄養士への期待を考慮し、さらに協議・検討を重ねる必要がある。専門科目の特性上、一律に評価基準を適応することは難しいが、学習成果をより具体的に示し、学習成果の達成について各教員が共通認識し客観的に評価できる方法の検討が必要である。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

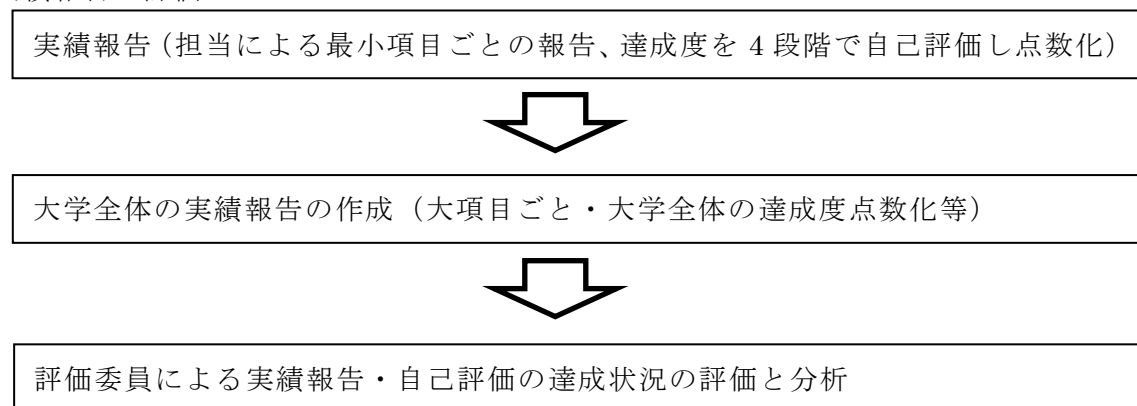
本学では平成 27 年度に、平成 31 年度までの 5 ヶ年計画である「中期目標・中期計画」を策定し、教育の質保証に向けた全学的な取り組みを展開している。この計画は「教育に関する目標」「研究に関する目標」「地域貢献、国際交流等に関する目標」「情報発信に関する目標」「業務運営の改善及び効率化に関する目標」「財務内容の改善に関する目標」「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」「その他業務に関する目標」の全 8 つの目標を目指す総合計画である。このうち「教育に関する

目標」については、以下の小項目を設定し、各担当部署を中心に計画達成に努めている。

- ・教育課程の体系化
- ・シラバスの充実
- ・初年次教育及び教養教育の改善
- ・教育のグローバル化への対応
- ・資格関連カリキュラムの再編
- ・栄養士資格の外部評価の向上
- ・学外実習及び資格取得の充実
- ・アクティブラーニングの全学的な導入
- ・授業評価の高い教員の表彰
- ・授業の成果を評価する方法等の検討
- ・各種の入学試験の妥当性の検証
- ・国の新しい選抜試験への対応
- ・留年、休学、退学を最小限に止める方策の強化
- ・学生の意見を教育の改善や生活上のサービスの向上に反映させる体制の整備
- ・ボランティア活動等に参加しやすい環境の整備
- ・キャリア教育の質の向上及び卒業後のフォローアップ体制の充実
- ・社会人学生への支援体制の強化
- ・教育、学生支援等の活動に関する学生の満足度の向上

上述の 8 つの目標に対する各年度の取り組み（活動）状況について、下記のフローにより毎年度 2 月末に評価を行い、その達成状況を点検するとともに、次年度の計画に反映させている。

実績報告と評価のフロー



最終的な総合評定は、S：3.6 以上（優れた達成状況）、A：3.2 以上 3.5 以下（計画どおり達成）、B：2.3 以上 3.1 以下（おおむね達成）、C：1.6 以上 2.2 以下（やや遅れ）、D：1.5 以下（遅れ）の 5 段階により行われる。

教育の質保証の焦点は在学生及び卒業生の質保証の問題に還元される。先に示した「教育に関する目標」項目は、在学生の質保証の一部にすぎないが、その最終的な総合評定は、平成 27 年度は B 段階で 2.6、平成 28 年度では同じく B 段階で 2.8 であった。因みに、「教育に関する目標」を含む 8 つ全ての目標に関する最終的な総合評定は、平成 27 年度、28 年度とも B 段階で 2.6 であった（備付資料 No.4 平成 28 年度中期計画・目標の自己評価を参照）。

本学では、教育の質を保つために、学校教育法、短期大学設置基準等の諸法令の変更等は適宜確認し法令遵守に努めている。専任教員の配置については資格要件をクリアし専門職養成に必要な各専門分野について専門性のある人材を両学科ともバランスよく配している。

また教育の質向上・充実の観点から、教職員に FD・SD 研修への参加を義務付けるとともに、教員に対しては「年間努力目標」（教育、研究、学内業務、社会貢献等）の提出（学長宛）を求めるなど、資質向上に向けた動機付けを図っている。

(b) 課題

教育課程の整合性・体系性を目指し、授業科目内容間のダブりの精査や開講時期の見直し、またカリキュラムのスリム化（特に保育学科）が当面の課題である。また学生の能動的学習意欲を高めるために、アクティブラーニングの推進に向けた方策の検討も求められる。多様な学生を受け入れている中、入学直後から個々の学生に相応した個別支援を充実させ、学習面、心身の健康面、生活面等、多面的視野から支援を行う必要があり、そのための支援体制の整備が急務である（備付資料 No.4 平成 28 年度中期計画・目標の自己評価を参照）。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

教育の質を点検し学習成果をチェックするための組織的な取り組みの充実と手法の確立が求められる。教員間のみならず学生も理解ができるような学習成果をより具体的な形で示すとともに、学習成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）の策定について協議する。また、教育の質を点検するための PDCA サイクルは中期計画・目標に沿って実施しているが、その達成度が B 段階（おおむね達成）にとどまっており、達成水準を引き上げる方策についても検討する。

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学における自己点検・評価は「宇部フロンティア大学短期大学部自己点検・評価規

程」に基づき実施している。その作業は同規程により組織された自己点検・評価運営委員会が中心となる。委員会は学長（平成 29 年 2 月以降）、副学長、AL0、学生支援センター長、両学科長及び事務長といった各部署の責任者により構成されている。

委員会は自己点検・評価に関する方針を定め、それに従い各学科、事務部・学生支援センター、図書館、各委員会単位で自己点検評価が実施される。各部署が行った評価結果は全体的に集約され「自己点検・評価報告書」としてまとめられる。作成した報告書は次年度に向けた課題の確認や行うべき取り組みの根拠として活用を図っている。

(b) 課題

自己点検・評価報告書の作成を如何にして教育の質向上をはじめとする業務改善に結びつけるかが課題である。本学では平成 27 年度より 5 カ年計画の「中期目標・中期計画」を策定し、PDCA サイクルを回す仕組みを構築している。しかし、そのことと自己点検・評価報告書の作成にかかる作業とが十分に連動しておらず、ともすると報告書の作成自体が目的になってしまい、十分な活用に至っていない面がある。

■ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

平成 29 年度より、中期目標・中期計画の策定・評価を自己点検・評価運営委員会が所管することになった。このことにより自己点検・評価報告書の作成と中期計画・中期目標にかかる業務を同委員会が一元的に実施できるようになった。これを契機に、より計画的・組織的に自己点検・評価活動を展開していく。

■ 基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神や教育のモットーをより分かりやすい形で学生に周知するため、1 年次生については後期のオリエンテーション時にも、2 年次生に対しては前後期のオリエンテーション時に学びの進捗や状況等を勘案し、建学の精神の意味と価値等を繰り返し説明する体制を整える。また平成 29 年度には、学年末に実施している「学生満足度調査」の中に、新たに建学の精神の認知度や理解度を測る項目を付加し、その分析結果を踏まえ、次の年度の計画に反映させる（担当：学生支援委員会、教育開発室）。

学習成果の見直しについては、ディプロマポリシーに基づく達成度を学習成果として可視化する方法を開発・採用するとともに、学習成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）の策定について検討する（担当：教学マネジメント委員会）。

現在行っている中期目標・中期計画の内容は、認証評価の評価基準をベースとしたものに変更し、そこに本学独自の項目を加える形の計画へと移行する（担当：自己点検・評価運営委員会）。

◇ 基準 I についての特記事項

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

2 年間という限られた期間の中でより効果的な教育を行い学習成果を獲得させるため、平成 28 年度に 3 つのポリシーを改定した。学位授与の方針（ディプロマポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）は文部科学省の示す「学士力」に沿った形で整理され、かつ本学の教育目標や学習成果を反映させている。また入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）は求める学生像、入試選抜、入学前教育の 3 項目に整理している。

今後はこれら 3 つのポリシーをより実効性のあるものにすることが必要であることから、以下の計画に沿って検討を進める。具体的には、まずディプロマポリシーに基づく学習成果を可視化し、個々の学生の到達度を確保するための指標づくりで、ルーブリック評価の導入に向けて検討する。また、多様な学生が学習成果を獲得するためのカリキュラムポリシーに沿った教育課程の見直し、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜の方法についても検討する。加えて、3 つのポリシーを学生や受験生に周知するための取り組みや分かりやすい表現についても検討する。

学習成果の把握において重要となる卒業後評価は、学外実習の巡回指導や就職先開拓の訪問時に卒業生の勤務先における評価を聴取するのみであるのが現状で、組織的・計画的な取り組みがなされていない。そこで、卒業生調査の実施に向けた計画を立てる。基本的にはアンケート調査を実施する方向で検討する。

多様な学生を受け入れている中、学生の学力低下、個人差の大きさは教育目標の達成において大きな課題となっている。そのため初年次教育の改善に向けて、「大学入門」「キャリアデザイン」のシラバスを再検討するとともに、学生が活用しやすい教材等の作成に取り組む。

授業改善の方策として取り組んでいるアクティブラーニングの推進については、これまで FD・SD 研修会やシラバスへの記載を通じて教職員間に周知を図ってきたが、より効果的な授業実施に向け、全学的な研修に加え学科単位での勉強会等の実施についても検討する。また、学生による授業評価アンケートと教員自己評価とを連動させ、授業改善を進めていく。

耐震診断結果に基づく大学へのキャンパス移転問題については、学生の学習や利便性を慎重に考慮し、現実的な方法と時期について引き続き検討を行う。

【テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。】

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

(a) 現状

〈保育学科〉

保育学科の学位授与の方針については、平成 26 年度より学習成果に対応して、以下

のように定めている。これは建学の精神に基づくものであると同時に、社会人として、保育者として今日求められる人材像にも対応するものであり、十分な社会的通用性を有している。

本学科では、卒業までに身につけることとして以下に挙げることを求めます。所定の単位を修めた学生は卒業が認定され、短期大学士（保育）の学位が授与されます。

1. 社会人としての豊かな教養を備え、本学の教育上のモットーである「礼節」「自律」「共生」を体現し、円滑な対人関係を構築できること。
2. 自身を振り返り省察し、ものごとを探求し続ける姿勢を有すること。
3. 保育に関する専門的知識及び技術を身につけ、保育者としての責任感と倫理観をもって実践的な力を発揮できること。
4. 他者に配慮し、他者との協働の中で自らの役割を見出し社会に貢献すること。

学位授与の方針は、学内においては新入生オリエンテーションにおいてより平易な表現で学生に示している。また学外への公表については、ホームページに掲載している。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科の学位授与の方針は学科の教育目標、学習成果に対応する形で検討を重ね、平成 26 年度より以下のとおり定めている。

食物栄養学科では、卒業までに身につけることとして以下に挙げることを求めます。所定の単位を修めた学生は卒業が認定され、短期大学士（食物栄養）の学位が授与されます。

1. 栄養士として必要な基礎知識と技術、および大量調理に対応できる調理技術と応用力を習得している。
2. 食品の栄養成分特性を知り、消化吸收を高める調理加工特性を習得している。
3. 栄養学の知識・理論に基づく食事計画および食事提供ができる。
4. 食の視点から、ライフステージや身体状況に応じた健康づくり支援ができるようになる。
5. 「食と健康」の専門家として、地域や福祉・医療・食品産業などの組織の中で、周囲と連携・協力して仕事を進めることができる。

学位授与の方針は「キャンパスライフガイドブック」に明示するとともに、ホームページにも掲載して学内外に表明している。また、オープンキャンパス等においては受験生に平易な表現で説明している。食物栄養学科は、言うまでもなく栄養士養成施設として関係法令を遵守した教育を実施しており、学位授与の方針は社会的な通用性を有している。

(b) 課題

〈保育学科〉

学位授与の方針は学科の合議により平成 26 年度に策定したものであり、学科の教育目標や学習成果に対応している点で内容的には問題はないが、学生への周知が不十分であり、その方法や頻度についてさらなる工夫が必要である。また学外への周知についても、ホームページあるいは本学科作成学科要覧への掲載も含め検討を進めていく。

〈食物栄養学科〉

平成 26 年度に策定したディプロマポリシーについては、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーとの整合性を基に内容の検討を継続している。学内外への効果的周知方法の検討が必要である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

〈保育学科〉

保育学科では学位授与の方針に基づき、平成 26 年度より、以下のとおり教育課程編成・実施の方針を定めている。

保育学科では到達目標を実現するために、次の方針のもとに教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行っています。

1. 教育職員免許法施行規則と児童福祉法施行規則に定める科目を中心にカリキュラムを編成し、子どもの成長や発達についての理解、保育者に求められる専門的な知識・技術及び倫理の修得を図る。
2. 最新の保育・幼児教育・子育て支援の動向に対応し、また保育者に求められるスキルをより深化・拡充させるものとして社会福祉主事任用資格、認定ベビーシッター資格、児童厚生二級指導員資格、レクリエーション・インストラクター資格、公認障がい者スポーツ指導員資格の取得を可能とし、より広い視野と見識を育成する。
3. 「総合演習Ⅰ～Ⅳ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。
4. 実習の事前指導・事後指導を重視し、実り多い実践力が身につくよう支援する。

保育学科では保育士・幼稚園教諭の養成をベースに、最新の保育・幼児教育の動向に対応し、保育者に求められるスキルの深化・拡充を目指した授業科目を配置している。さらにはいわゆる卒業研究にあたる「総合演習」を卒業必修として課し、質の高い保育者に求められる問題発見・課題解決能力の育成に努めている。担当教員は各教科目に関する専門性を有した人材を配置し、責任を持って成績評価を行っている。

シラバスには履修に必要な事項を簡潔に記載しており、ホームページ及び冊子により示している。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応して以下のとおり定めている。

食物栄養学科では到達目標を実現するために、次の方針のもとに教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行っています。

1. 講義、実験・実習、演習など多様な専門科目を、「理論」に結びつけた「実践」という基本的教育方針の下、実務教育に重点を置いた科目構成で体系的に授業を展開する。
2. 実験・実習科目では、グループ単位の少人数教育・指導・支援体制を強化し、学生一人一人の学習理解を高め、応用力を付加させ、学習意欲の継続・向上を促す。
3. 健康のあり方を「栄養」と「食」の視点から学習し、栄養士として必要な専門知識と技術を基礎から指導する。
4. 学内外の他組織・機関との連携による体験型学習を通じて、その活動経験が豊かな人間性を育てる。

食物栄養学科では、栄養士法、栄養士養成課程コアカリキュラム、入学生の状況、栄養士の社会的ニーズ等を勘案し、体系的に授業科目を展開している。基礎から応用の繰り返し学習により専門知識の定着を図り、栄養士の理解、校外実習への準備、進路選択の支援を行っている。実学の重視を基に「食物栄養ゼミ」を卒業必修として位置づけ、栄養士に求められる問題発見・論理的思考・課題解決能力の育成に努めている。

成績評価は、シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示され、教育の質保証に向けて厳格に適用している。

教員の配置は、短期大学設置基準、栄養士法に規定された資格・業績に基づき適正に配置している。また、教育効果の向上を目指し、平成 29 年度改正予定の教育課程の見直しに着手している。

(b) 課題

〈保育学科〉

基礎学力や基本的な生活技術が身につけていない学生が少なくない中、2 年間という限られた期間の中でいかにして保育者として必要な知識・技術・態度を修得させ、教育目標を達成するかが大きな課題である。課題達成のためにも加重になっている教育課程の見直しとともに、教育方法の改善を早急に行う必要がある。また、座学を実学に結びつけるための実習をより効果あるものにしていくため、実習の前段階として保育現場や子どもに触れる機会を設定し、円滑な実習への移行も含め今後検討していく。

〈食物栄養学科〉

教育課程については栄養士に対する社会的評価の変化を踏まえ、多様な入学生の能力に対応できる教育課程の見直し、わかりやすく魅力的な授業科目の編成等が課題である。学科のカリキュラムポリシーやシラバス表記については、学生によりわかりやすい記載方法の工夫が必要である。教育の質向上に向け専門科目間の内容的なダブリをなくすとともに、教員相互の授業連携を強化していくことが求められる。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。〕

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

〈保育学科〉

保育学科は平成 26 年度より、以下のとおり入学者受け入れの方針を定めている。

保育学科では次のような人を求めています。

1. 高等学校までに履修する教科の内容を広く理解している人。
2. 子どもが好きで、保育と幼児教育について興味・関心を深く持ち、将来保育士や幼稚園教諭など子どもと関わる分野で活躍したいという熱意のある人
3. 日常のさまざまな出来事に興味・関心を持ち、研究心旺盛な人
4. 他者と積極的にコミュニケーションをとり、協調してものごとに取り組む態度が見られる人

入学者受け入れの方針は、学習成果、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に対応した形で定めており、ホームページに明記するとともに、オープンキャンパスにおいてより平易な表現で受験生に説明している。

全ての入学者選抜において面接を課し、入学者受け入れ方針に基づき評価を行い、可否に反映させている。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科は平成 26 年度より、入学者受け入れの方針を以下のとおり定めている。

食物栄養学科では次のような人を求めています。

1. 食を食べること、健康に興味がある人
2. 料理が好きな人
3. 食を通して、人と人とのつながりを大切にする人
4. 栄養士として、社会に貢献したいという熱意のある人
5. 専門教育科目を学ぶ基礎学力を身につけている人

入学者受け入れの方針は、ホームページはもとより、オープンキャンパス等の対外

的な場において周知を図っている。

全ての入学者選抜において面接を課し、入学者受け入れの方針に基づき評価を行い、可否に反映させている。

(b) 課題

各学科の教育の特性や養成する人材の資質に照らして、どのような入学者を求めるかという点で、現行のポリシーはやや具体性を欠いており、本学が求める人物像は、受験生にとって理解しやすい内容とは言い難い。またこのことは、入学者選抜にも影響を及ぼしており、選抜の方法や受験生の評価に検討の余地を残している。内外への周知の手段・機会とともに再考する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

〈保育学科〉

保育学科は「社会人としての基本的態度と保育の専門知識・技術を身につけ、他者との協働を通して自らを活かし社会に貢献できる人材」の育成を教育目標として掲げている。これは広く社会人として求められる態度、コミュニケーション能力に加え、保育者として必要な知識や技術の習得を達成目標としている。学習成果の獲得は、各学年、学期に配当されている科目を履修し単位を取得することで、最終的に学位授与方針に定めた要件に該当することをもって判定することになり、具体的で達成可能なものになっている。また専門的な学習成果の獲得は保育士資格や幼稚園教諭二種免許等の免許資格に強く反映されるため、学習成果には実的な価値があるといえる。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科は「人間性豊かで、即戦力となる栄養士」の養成を教育目標として掲げ、栄養士業務である給食管理、栄養指導、栄養管理に必要とされる知識・技術の習得を学習成果（ディプロマポリシー）として具体的に示し達成目標としている。学習成果は栄養士養成課程コアカリキュラムに沿って設定し、基礎から応用へと体系的に講義・演習・実験・実習科目を配置しており、修業期間内における学習成果は達成可能である。学内外の他組織・機関との連携による体験型学習活動において学習成果が目に見える形で示されており、学習成果には実的な価値があるといえる。教育課程の学習成果は定期試験、校外実習における評価、栄養士実力認定試験の成績等により測定可能である。

(b) 課題

〈保育学科〉

学習成果の測定について、現状では各教員が個々の担当科目の成績評価を独自に行

っており、教育目標を体現した卒業時の学生像や到達すべき保育者像について必ずしも共通した認識を持っているとはいえない点が課題である。学習成果を高めるための方策とともに、学習成果を可視化する方法・手立ての構築が必要である。

〈食物栄養学科〉

栄養士資格取得のための教育課程は、法的規制を受ける部分がほとんどである。入学生の基礎学力の低下が見られる中、限られた時間の中でより効果的な教育を行い、目標としている学習成果を獲得させるための方策とともに、学習成果を可視化する手立ての構築が必要である。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

(a) 現状

卒業生の評価については、学外実習の実習先に卒業生が勤務している場合に巡回指導時に意見聴取を行っている。併せて卒業後の相談支援も行っている。また、職場開拓のため学科教員が行う卒業生の就職先への訪問も、卒業後評価を聴取する機会となっている。聴取した評価については、学科内で共有し学習成果の点検・評価に活用しているが、全ての進路先に、また定期的に卒業後評価を行う取り組みは実施していない。

(b) 課題

卒業生の進路先からの評価は学科の教育を点検する重要な指標になることから、可能な限り多くの進路先に継続的な評価を得る取り組みを行う必要がある。そうして得られた結果を在学生への教育に反映させていくことが肝要であると考えられる。検討に際しては、評価の聴取方法、客観的評価方法を検討していく必要がある。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

基礎学力や基本的な生活技術の習得が不十分な学生が少なくない中、2年間という限られた期間の中でいかにより効果的な教育を行い、学習成果を獲得させるかが大きな課題である。そのために学位授与の方針、教育課程・編成の方針、入学者受け入れの方針を早急に検討し、見直しを図る必要がある。

そこで、平成28年度に入り教学マネジメント委員会を中心に3つのポリシーの見直し作業を行った。ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーについては文部科学省が示す「学士力」の4項目に沿った形で整理し、アドミッションポリシーについては求める学生像、入試選抜、入学前教育の3項目についてまとめた。改定された3つのポリシーは以下のとおりである。

なお、本学では、3つのポリシーを全学のものと、各学科のものに区別して明示している。

3つのポリシー（全学） 平成29年3月2日策定 平成29年4月1日施行

（ディプロマポリシー）

基本方針

宇部フロンティア大学短期大学部では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、専門資格の深い知識と技能を、多様な人々の豊かな人生への貢献のために活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 知識・理解

専門領域を学ぶのに必要な、人と人間生活に関する幅広い教養を身につけている。
専門資格を取得するのに必要な知識と技能を修得している。

2. 汎用的技能

情報や知識を収集し、分析した結果を基に論理的に考え、判断し、表現できる。

3. 態度・志向性

他者に配慮し、他者と協調・協働しながら、自らの役割を見出し行動できる。
「礼節」「自律」を旨として自身を厳しく律しながら、生涯にわたり自己の資質向上に努めることができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い専門教育科目を学習することによって得た知識や技能を基に、相手の側に立って活用し、考え、行動することができる。

（カリキュラムポリシー）

基本方針

宇部フロンティア大学短期大学部では、ディプロマポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育必修科目に「大学入門」「キャリアデザイン」を開講し、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

教育課程の編成に当たっては、専門資格を取得するために必要な知識と技能が体系的に学べるように科目を配置し、学生が理解できるようなカリキュラムマップを提供する。

2. 学修方法・学修過程

「実学の重視」を念頭に置いて、問題発見・論理的思考・課題解決の能力を育成するよう努める。

グループ単位での能動的学修（アクティブラーニング）や、学内外の実習による体験型学習を取り入れることにより、他者との関わり中で実践的な実務教育が図れるように努める。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的に行います。

（アドミッションポリシー）

基本方針

宇部フロンティア大学短期大学部では、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜、入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

高等学校までに履修する教科の基本的な内容を理解している人。

日常生活上の問題に興味・関心を持ち、自分で調べて解決しようとする人。

人に対して優しい気持ちを持ち、その人のために行動できる人。

他者と関わりながら、会話を通じて相手を理解し、自分を表現しようとする人。

2. 入試選抜

本学で求める学生像を、推薦入試、AO 型入試および AO 型社会人入試において面接と書類審査、一般入試では、学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

3つのポリシー（保育学科） 平成 29 年 3 月 2 日策定 平成 29 年 4 月 1 日施行

（ディプロマポリシー）

基本方針

保育学科では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、保育・福祉・教育の視点から、専門資格の深い知識と技能を、子ども・保護者の側に立って活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 知識・理解

保育の本質と目的について理解している。

保育に関する基本的知識を修得している。

子どもの成長と発達に関する知識を理解している。

2. 汎用的技能

保育内容をふまえた基本的な表現技術を適切に用いることができる。

子どもへの適切なあそびや養護の技術が身についている。

3. 態度・志向性

チームワークを大切にし、他者と協調・協働して行動できる。

自身を振り返り省察し、ものごとを探求し続ける姿勢が身についている。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

子ども一人ひとりの生活や発達過程に応じた援助を考えることができる。

保育者としての責任感と倫理観をもって行動することができる。

（カリキュラムポリシー）

基本方針

保育学科では、ディプロマポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1年次の教養教育必修科目に「大学入門」、「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

教育職員免許法施行規則と児童福祉法施行規則に定める科目を中心にカリキュラムを編成し、子どもの成長や発達についての理解、保育者に求められる専門的な知識・技術及び倫理の修得を図る。

最新の保育・幼児教育・子育て支援の動向に対応し、また保育者に求められるスキルをより深化・拡充させるものとして社会福祉主事任用資格、認定ベビーシッ

ター資格、児童厚生二級指導員資格、レクリエーション・インストラクター資格、公認障がい者スポーツ指導員資格の取得を可能とし、より広い視野と見識を育成する。

2. 学修方法・学修過程

「総合演習Ⅰ～Ⅳ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。

実習および実習の事前指導・事後指導を重視し、保育現場の役割・機能や子どもの現状、保育の展開方法を体験的に学ぶことで、保育者としての実践力が身につくようにする。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的にを行います。

(アドミッションポリシー)

基本方針

保育学科では、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

高等学校までに履修する教科の内容を広く理解している人。

日常のさまざまな出来事に興味・関心を持ち、研究心旺盛な人。

子どもの保育や幼児教育について興味・関心を深く持ち、将来保育士や幼稚園教諭など子どもと関わる分野で活躍したいという熱意のある人。

他者と積極的にコミュニケーションをとり、協調してものごとに取り組む態度が見られる人。

2. 入試選抜

本学科で求める学生像を、推薦入試、AO型入試およびAO型社会人入試においては面接と書類審査、一般入試では学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

3つのポリシー（食物栄養学科） 平成29年3月2日策定 平成29年4月1日施行

（ディプロマポリシー）

基本方針

食物栄養学科では、「人間性の涵養と実学の重視」という建学の精神に基づき、「礼節」「自律」「共生」を旨として自身を厳しく律しながら、栄養と食の視点から、専門資格の深い知識と技能を、相手の側に立って活用し、考え、行動できる人材を育成します。

1. 知識・理解

人の生の営みが自然の恩恵の上に成り立っていることを理解し、自分以外の他者や自然に対して、感謝の気持ちを持つことができる。

栄養士として必要な「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」に関する専門教育科目の知識と技能が身についている。

食品の栄養成分や調理特性、機能性や安全性など食品に関する幅広い知識と技能が身についている。

2. 汎用的技能

栄養士として働くにあたって必要な技能と応用力（献立作成、調理及び給食管理など）が身についている。

対象者のライフステージや身体状況に応じた健康づくり支援をすることができる。

食品の流通や安全性、並びに食品成分の栄養特性や機能性などの食品に関連する基本的実験技能が身についている。

3. 態度・志向性

人と積極的にコミュニケーションを図り、協力して作業に取り組み、計画を進めることができる。

食の専門家であり続けるために、生涯にわたって新しい知識と技能を身につけながら、自己の資質向上に努めることができる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い専門教育科目を学習することによって得た知識や技能を基に、主体的な研究活動やフィールド調査に取り組み、その結果をまとめることができる。

（カリキュラムポリシー）

基本方針

食物栄養学科では、ディプロマポリシーに掲げる能力を身につけるため、次の方針の下に教育課程を編成し、きめ細やかな履修・学修指導を行います。

1. 教育課程の編成

初年次教育を重視し、1年次を中心に、豊かな人間性を養う礎となる、キャリア、

健康スポーツ、外国語など幅広い分野にわたる教養教育科目を設ける。

1 年次の教養教育必修科目に「大学入門」、「キャリアデザイン」を開講して、大学での学習方法、社会人基礎力、職業意識の形成や就職活動の方法について修得させる。

栄養士法施行規則に定められている教育内容と単位数を満たす科目に加え、食の専門家として必要な最新の知見と技能を養うための体系的なカリキュラム編成とする。

栄養士としての実践力、社会人としての社会力を養うために、学外活動等で地域や学外他組織との連携を図り、知識と技能を身につけることのできる実学を重視したカリキュラム編成とする。

専門教育の理解、学習成果については、全国栄養士養成施設協会「栄養士実力認定試験」の評価結果により、栄養士として必要な知識・技能を段階評価し、資質向上に向けたカリキュラム編成とする。

2. 学修方法・学修過程

「食物栄養ゼミ」は卒業必修科目として位置づけ、問題発見、論理的思考、課題解決の能力を育成する。

3. 学修成果の評価

成績評価にあたっては、シラバスに明示した各科目の到達目標、評価項目および評価基準にもとづき、各科目に適した評価方法を用いて公正かつ総合的にを行います。

(アドミッションポリシー)

基本方針

食物栄養学科では、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに示す内容を達成するために、以下に示す学生像を求め、入試選抜・入学前教育を実施します。

1. 求める学生像

専門教育科目を学ぶ基礎学力を身につけている人。

食や健康に興味があり、栄養士免許取得を目指している人。

自分の食生活を大切にし、将来に向けた健康づくりが実践できる人。

栄養士として、地域の人々の健康に貢献したいと思っている人。

2. 入試選抜

本学科で求める学生像を、推薦入試、AO 型入試および AO 型社会人入試においては面接と書類審査、一般入試では学力試験と面接、書類審査において確認します。

3. 入学前教育

大学教育を受けるのに必要な基礎的能力の向上のため、入学予定者に課題を与え、その提出を求めます。または入学までに学習しておくべき内容を提示します。

今後、改定した上記ポリシーに沿って、学習成果を反映させた授業内容や成績評価を各科目において明確にするとともに、学習成果の獲得度合いをより具体的に評価できるような仕組みを構築していく。

また、卒業後評価の継続的な実施に向け方策を講じる。基本的には、アンケート調査の実施を検討する。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

教員は学習成果の獲得に向け、教育課程編成・実施の方針に則り、担当科目の授業を行っている。教員は小テスト、課題、レポート、定期試験等により学生の学習成果の状況を把握している。特に実習に関しては実習先からの評価も加味しながら、気になる学生には随時個別指導を実施している。

両学科の教育の中で大きな比重を占める実習について、保育学科では専任教員全員で指導にあたっている。保育所実習、教育実習、施設実習及び児童館実習のいずれかを担当し、教員間での共通理解、方針を確認しつつ指導を進めている。実習教育の中心として、各実習の責任者により構成する実習担当者会議を置き、実習全体にかかる事項について協議を行っている。また、食物栄養学科における校外実習科目では、実習報告書・報告会等を通じて学習成果の状況を適正に把握している。

複数教員担当科目では、担当者間で情報共有を図り学習成果の把握に努めている。履修及び卒業に至る指導は、保育学科では教務担当教員、ゼミ担当教員、食物栄養学科ではチューター担当教員及びゼミ担当教員を中心に行っている。両学科とも学科会議を定期的で開催し、各教員が学生の動向を掌握し学生指導を円滑に行っている。

教務・学生支援に関する全学的な部署として、学生支援センターを設置している。同センターは、学生支援センター長、センター次長（それぞれ教員が任命される）及び学生支援課職員により構成され、学生の入学から卒業までの教務・学生生活の管理や支援を総合的に行っている。また、各学科の教務担当教員・学生生活担当教員と連携を取りながら個々の学生のニーズに沿った履修指導及び学生生活全般にわたる支援を心掛けている。

入学時に配付している「キャンパスライフガイドブック」は学生支援センターが作成している。学生に分かり易く、活用し易い内容へと毎年改訂している。平成28年度は学科の新しい3つのポリシーを掲載して本学の教育方針を示し、学生に修学の目標を明示した。「授業内容」（シラバス）は教養教育科目と専門教育科目を長年分冊としていたが、これらを1冊にまとめ学科毎に作成したため使い易くなった。また、「授業内容」の最初のページには、教養教育科目及び専門教育科目の科目一覧、担当教員名、開講年次、単位数、授業形態、資格・免許等が一目できる教育課程表を添付した。これら

のことから学生は自分の履修状況が把握でき、履修指導も迅速・的確に行うことができるようになった。平成 28 年度からシラバスの様式も変更し、授業概要、到達目標、15 回の授業計画に加え、成績評価方法、評価項目、評価基準を明記した。さらにアクティブラーニングの項目、授業外学習の項目を設け学生の能動的な学習への意欲の向上を図っている。

パソコン演習室は学生の学習やレポート作成に欠かせない。これまでは使用時間が 9:00～18:00 となっていたが、学生から使用時間延長の要望もあり 8:30～20:00 に変更した。これによって学生のパソコン演習室の使用頻度が増えてきた。さらに土曜日・休日の利用を希望する声もあることから、使用希望があれば管理人室に申し出て使用できるように配慮している。

平成 28 年 7 月には学生生活実態調査を行った。教養教育科目の満足度をみると「満足」「やや満足」の合計が保育 88.3%、栄養が 95.8%と満足度はかなり高い結果であった。「不満」「やや不満」は前年度より低下していた。日常の学習時間では、2 年生において授業以外の学習時間が短くなる傾向があり、保育学科では、「ほとんど学習しない」の割合が非常に高かった。2 年生で 1 日の授業以外の学習時間が 30 分未満の学生の理由についてみると、食物栄養学科では「時間がない」が半数いるのに対して、保育では「意欲がわからない」がほぼ半数を占めるという結果であった。その理由として過密な授業やアルバイト時間の長さも考えられるが、その背景については入念な検討が必要である。

授業評価アンケートは従前より、前期、後期の授業終了後に実施してきた。平成 28 年度は、質問項目の構造化を図り、質問数も増え 24 項目になった。また平成 27 年度から、本学の教育や学生支援等の成果の一面を明らかにするため、学習行動調査（5 項目、設問 39）と学生満足度調査（8 項目、設問 99）を実施（平成 28 年度は平成 29 年 1 月に実施）している。それぞれの調査結果は IR 部門が整理し、教員はもちろん学生にも報告している。特に教員については、授業改善や学生支援に活用するよう依頼している。

(b) 課題

学生の学習能力や学習意欲の希薄さ、自己管理能力の低下が見られ、教員は個々の学生の履修指導にかなりの時間をかけて指導している現状がある。学生支援課の職員と各学科の教員が、学生の履修にかかわる状況を迅速に情報共有し連携を行っているが、個々の学生の詳細な情報、入試状況等を一堂に集約した個人カルテの導入を検討する必要がある。現存する教育資源を活用した学生指導では個別の支援を迅速に行うことに限界がある。個々の学生の学習面や学生生活面だけでは学生の実態が把握できず、学生のトータルな情報管理の中で一貫した支援ができるシステムの構築が求められる。

現在、学習行動調査（5 項目、設問 39）、学生満足度調査、授業評価のアンケートを実施しているが、結果報告に止まっている。具体的に問題点、改善点を挙げ教職員間でそれらを共有し、課題へ向けて方法を講じるところまでには至っていない。FD・SD 研修の活性化と PDCA サイクルに基づいた実動が望まれる。

また教育内容や授業方法については常に最新の動向を把握しアップデートする必要があることから、学科単独の FD の定期的な開催を検討する必要がある。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に
行っている。〕

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

〈学生支援センター〉

学生支援センターは、学生支援センター長をトップに、原則、教育課程のうち専門教育科目（免許・資格の実習教育を含む）を除くほとんどの教育分野、例えば教養教育科目の管理・運営から学生の履修指導、生活指導、奨学金関係等の業務を、各学科の強力を得ながら組織的に遂行している。

「キャンパスライフガイドブック」の作成もその一つである。学生支援センターでは、学生が学習の目標や計画を立てやすく、分かり易いキャンパスライフガイドブックの作成を心掛けており、学生自身が主体的に考え科目の選択や履修登録ができるように学習支援を行っている。

教養教育科目の英語、オーラル英語については、教員側から学生の理解度に格差があり授業展開が難しいという指摘を受け、平成 28 年度は入学直後にクラス分けのための習熟度テストを実施し、習熟度に基づく授業展開に踏み切った。

1 年前期の教養教育科目「大学入門」では、学生の学習支援に焦点をあて、授業の受け方、シラバス活用法、ノート&レポートの書き方、資料整理等について演習形態の授業を展開している。学生のレポートは提出後、細やかに添削をして返却したり、定期試験対策として試験前補習や試験後の補習を行い、学生の学力向上を図っている。

また、学生の学習意欲の向上の観点から、成績評価基準の見直しを図った。従来の基準、優・良・可・不可に、新たに秀（100～90 点）を付加し、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59 点以下）と変更した。新しい評価基準は、平成 29 年度入学生から導入することになっている。新たに秀の評価を加えることにより、GPA ポイントの変更も必要になり、ポイントを秀 4、優 3、良 2、可 1、不可 0 に改め、不可を含め未履修は算定に含まないとした（成績評価基準の見直し及び GPA ポイントの変更については、大学と本学合同の評議会承認されたものである）。

再試験制度の導入についても検討した。この制度は、定期試験で成績が不可であった学生に単位取得の機会を与えることが目的である。現在は多くの教員が事実上再試験を実施し学習する機会を与えているが、これを制度として導入する方向で検討をした。検討の結果、再試験導入には問題が多々あり、再試験料徴収の検討も必要であることから平成 28 年度の導入は見送り、引き続き検討することになった。

〈保育学科〉

入学時オリエンテーションは、入学式直後から合わせて 3 日間にわたり実施してい

る。新入生が環境の変化に適応し円滑な学生生活をおくれるように細やかな指導、情報提供を行っている。より具体的には、単位の取得、履修方法、図書館はじめ学内施設・設備の利用、時間割の作成等である。

入学時を除き、オリエンテーションは各学期の開始時にも 1 日ずつ実施し、各学期の教育内容・方法や留意点等をガイダンスしている。オリエンテーション時の学生への配付物は、全学共通の「キャンパスライフガイドブック」に「シラバス」、加えて学科独自の「学科要覧」である。オリエンテーション時にはこれら冊子を用いた指導を行う。なおシラバスについては、ホームページにも掲載している。

実習教育に関して、長年の懸案事項であった「実習のしおり」の改訂版を 28 年度末に完成させた。保育所、幼稚園、施設の各実習のしくみやスケジュール、目的や実施計画、注意点や留意事項、実習にかかる手続きを冊子にまとめることで、学生が先の見通しを持ちながら実習に向けた準備学習ができるようにした。

学生の学習上の悩みや問い合わせにはゼミ担当教員、教務担当が対応している。保健室は学生にとって貴重な相談先となっている。より深刻な相談については、併設大学の学生相談室ならびに臨床心理センターの活用を勧めることもある。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科の学習成果の獲得に向けて、キャンパスライフガイドブック、シラバス等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行し、オリエンテーション時には、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンスを行っている。学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対する補習授業を特別には設定していないため、多くの教員が授業時間外に対応している。学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行うチューター制を整備しており、オフィスアワーも設けて個別にも対応している。また、4 年制大学編入志望学生に対して履修上の配慮や学習支援を行っている。

(b) 課題

本学の教育課程の構造を分析すると、教養教育科目が 1 年次に偏っていることが明らかになった。平成 29 年度は、両学科の専門科目の開講年次との調整を図りながら 2 年前・後期への教養教育科目の分散化を検討する必要がある。

現在、定期試験結果の告知方法は担当教員が学籍番号で掲示する場合が多い。学生の意見として個人情報面の面から個別に結果を告知してほしいとの要望もあったことから、次年度に向け成績結果の告知について学生支援委員会で検討することになった。また、定期試験日程の発表期日については、学生の定期試験勉強への早期の取り組みを促すためにも早めに告知できるよう日程調整を行いたい。

再試験制度については、実施の目的、実施方法について今後も検討する必要がある。

図書館利用の活性化については、通常授業における図書館活用の方法を探っていく方向で検討する。

多様な学生が入学している状況の中で、個別学習支援が必要と思われる学生も見られることから、時間割の過密を解消し、空き時間を利用した補習や復習、予習ができる

学習環境を整備する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

(a) 現状

常任委員会として学生支援センター長、センター次長、各学科教務委員、学生生活委員、学生支援課長からなる学生支援委員会を置いている。同委員会は毎月定例で会議を開き、学生の教育や学生生活にかかわる諸問題について迅速に対応し、個々の学生への極め細やかな支援を行っている。毎週月曜日には事務部と学生支援センターの合同ミーティングを行い、部署間の情報共有及び連携を密にとることを心掛けている。平成 28 年度は新しい試みとして、学生支援課窓口に職員から学生へのミニメッセージ板を設置し、職員と学生とのコミュニケーションを図った。

学生の自己管理及び危機管理を意識付けるために 1 年前期の教養教育科目「大学入門」では新たに「大学生生活の過ごし方、スマートフォンの使用で注意することとは」をテーマとした講座を開講した。

学生支援委員会では、学生生活実態調査の結果を基に、学生生活の実態や要望等をまとめ教授会で報告し、学生にも結果を開示している。施設設備については、学内施設設備の老朽化が進んでいるため学生からの要望は多々ある。改善策として談話室の鏡や掲示板を設置、給湯器を新品に交換し居心地の良い談話室の環境整備に取り組んだ。また、学生の自主活動や自習ができる学生ワーキングルーム(小学習室)を設置した結果、学生は授業の間の空き時間や放課後に自習、授業準備の空間として使用している。研究室が隣接していることから学生の要望にも応えられ、学生生活の状況把握もできた。

学生の自治活動組織である学生会については、学生会行事等への参加者が減少傾向にあり活動が衰退しているため、学生の主体性を尊重しながら学生支援センターが全面的なサポートを行っている。学生会役員会及び大学祭実行委員会には、学生支援センター長、センター次長が毎回同席し、適宜アドバイスを行った。平成 28 年度の大学祭は、学生の自主企画が目立ち、ステージ企画や模擬店の出店も多く久々に賑わいが戻った。早めに 1、2 年生合同で大学祭実行委員会を運営し大学祭の企画を練り、活動に移したことが効を奏したと言える。

本学には、子育て中の社会人学生が毎年一定数入学することから、入学直後に、社会人入学者を対象とした座談会を開催した。保健室、研究室を託児や居場所として許可し安心して学べる環境整備を心掛けていることを説明した。

入学直後に学生対象の健康診断及び健康調査を行い、ケアが必要と思われる学生への極め細やかな支援を心掛けている。調査結果は保健室で管理している。学生の健康管理は保健室で行っているが、心の悩み・不安等メンタル面での相談も保健室で対応し、ケースによっては所属学科の教員との連携も取っている。学生相談所の利用を呼

びかけているが利用者は皆無である。対応の難しいケースについては、大学の学生相談室、附属臨床心理センター、附属文京クリニックを紹介している。

本学ではオフィスアワーを設けて 2 年目になるが、時間設定内での利用者は少ないが、各教員とも設定時間外での質問や相談が多い。また、他学科の学生の相談に応じることもある。

本学には学生表彰制度があり、大学行事・地域活動に貢献した理由から 2 年生の 2 名を卒業時に表彰した。学生にとっては、学生表彰制度があることで学生生活の目標や学習意欲の向上にも繋がることから今後も継続していく。

本学には、授業料等減免奨学制度として、推薦奨学生制度、フロンティア奨学金、社会人奨学金、アドバンス奨学金を設けている。このうちフロンティア奨学金は、向学心に富み学内の諸活動に積極的に取り組む学生の学習意欲向上と金銭面での負担軽減を図ることを目的としている。

また、日本学生支援機構及び山口県ひとづくり財団の奨学金制度を活用する学生も少なくない。受給学生に対しては、日頃の学生生活状況及び前・後期の試験結果をもとに、学生支援センター長、センター次長による個人面談を行ない、学生生活面や成績について極め細やかなサポートを試みている。

学生への生活支援そのものとはいえないが、入学後のオリエンテーション期間中に「交通安全教室」を開始し、学生の交通安全への意識を促している。自動車通学や自転車通学を希望している学生には、駐車場や駐輪場の使用を許可しているが、一部の学生の無断自動車通学や駐車違反が頻繁にあることから、違反した学生には面接指導を行っている。また、後期オリエンテーション期間中に全学生、教職員対象に、宇部市消防署に依頼し火災通報・消火・避難訓練を実施するとともに、2 年生を対象とした救命講習会も開催（平成 29 年 1 月 19、20 日）している。

(b) 課題

以前に比べると「キャンパスライフガイドブック」の内容は分かり易くなってきた。しかし、各学科が独自に作っているガイドブックもあり、記載事項の重複も見られる。キャンパスライフガイドブックの中に大学生活にかかわる全ての情報を載せ、学生にとって見やすく、使いやすい冊子の作成に今後も取り組んでいく必要がある。

学生会活動の活性化には教職員のサポートも必要となっているが、学生の自主活動を尊重しながらどこまで教職員が踏み込んでいくかが課題である。また、時間割が過密であることから、例えば、学生総会のために 2 学年両学科共通の空きコマを取ることも難しい状況にある。実習等多忙なスケジュールにより実行委員間の意志の疎通ができ難く、人間関係や情報交換がスムーズにいかない状況があり、次年度に向けて学生会活動のあり方を早急に見直すことが課題である。

学生会活動はもとより、授業以外に学生が成長できる時間と機会を保障することは大学の任務でもある。各種行事の見直しとともに、教養教育科目、各学科専門科目の開講年次の再検討及びカリキュラムのスリム化等を通して、学生が自由に活用できる時間の捻出に向けさらなる努力を重ねる必要がある。このことは、オフィスアワーも含め、学生がゆとりを持って研究室訪問ができる環境づくりにもつながる。

近年は、入学当初から経済的問題を抱える学生や心に問題を持つ学生、また大学生活の中で人間関係に悩みを持つ学生などが少なからず存在している。個々の学生のような問題に如何に気づき、具体的な対応をしていくかが課題である。小規模の大学だからこそできる学生の個別支援のあり方及び学生主体のサポート体制を教職員が一丸となって早急に検討する必要がある。

また、本学には社会人学生が一定数在籍しており、中には幼児、児童の育児真っ只中の者もいる。そうした学生は、子どもの体調急変時や悪天候で学校や園や休業になった場合に子どもを預ける術がなく、やむなく子どもを連れて通学するか授業を欠席するしかないと対応に苦慮する者が少なくない。社会人学生とりわけ育児中の学生が子育てと学業を両立できるような支援体制の構築が急務となっている。

さらにはキャンパス全体の耐震診断結果により、教室等空間利用に制限をかけるべく議論が進行しつつあるが、学生が自由に使うことができる休憩場所が少ない。空き教室の有効活用を検討し、学生にとって利便性・快適性の高い環境の確保が必要である。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

(a) 現状

学生の進路支援については、学生支援センターに就職担当職員を配置し、併せて各学科にも進路選択・決定の指導を担当する教員を配置している。教職員で構成する「就職担当者会議」を置いて3年目となるが、進路・就職にかかわる情報共有や学生の進路・就職指導上の問題点等を挙げ、効果的な進路・就職指導及び支援のあり方を検討している。

1年次後期の教養教科目「キャリアデザイン」では、就職活動のあり方、自己分析、履歴書の書き方、労働法について、面接体験、学力対策、パソコンを活用した情報検索、社会人講話、卒業生講話、着こなしセミナー等、15回の授業を行っている。1年生は、進路・就職の実感が無く、進路・就職に向けた意識も希薄であることから授業内容がどの程度理解できているか、毎回授業アンケートを実施し理解度を確認しながら授業を展開している。

また、2年生には、就職・進路調査表を基に個人面談や面接の受け方、実際の就職活動の仕方等のガイダンスを開催し就職開拓に向けた動機付けを行っている。さらに就職内定者には就職指導の一環として「就職内定後の過ごし方講座」を開催した。現状では、1年次で学んだ就職活動のノウハウが2年生に直結しておらず、就職活動のあり方や履歴書の書き方等の再指導を行っている。1年生の学びを2年生へどのように連結させるかが問題である。

進路・就職支援にかかわる相談・指導は、主に学生支援課就職担当職員と各学科の就職担当教員が行っているが、大学のキャリア支援センターから職員の派遣を依頼することもある。また、個々の学生の要望に応じて、担当教職員が各種書類作成指導、面接

指導、試験対策指導、相談等に応じている。試験対策に関して、保育学科では山口県で毎年 6 月に実施される県私立幼稚園協会の採用試験に向け、受験者に試験対策の指導を行うほか、食物栄養学科では 4 年制大学管理栄養士養成課程への編入学希望者に対して個別に試験対策を行っている。

4 年制大学への編入や専門学校等への進学支援については、全国各大学や短期大学専攻科、専門学校や各種学校から届いた編入学案内書や入学案内書類を昨年度分までを配架し、自由に閲覧することができるようにしている。平成 28 年度に編入・進学を果たした者は、食物栄養学科に 5 名いる。具体的には、公立大及び私立大 3 年次編入各 1 名、通信制大学 1 名、専門学校 2 名である。

進路資料掲示コーナーには、求人票や企業案内資料等を中心に過去の就職受験記録である「受験報告書」、就職試験対策マニュアル本、求人検索用パソコン、複写機（コピー機）等を整備している。

就職活動報告については、課外活動届の提出を義務付けて、学生の就職活動状況が詳細に把握できるようにした。

現在、求人情報及び求人票は学生支援課就職支援コーナーと各学科専用掲示板に掲示しているがスペースが狭く手狭になっている。学生が落ち着いて就職活動ができるように専用就職支援室の設置が必要となっている。進路・就職支援室の設置については、本館 1 階の旧学生支援課内に置くことを検討している。

進路・就職状況の報告については、毎月の教授会で報告し情報の共有を図っている。就職率及び就職内定状況については、毎年 5 月、教授会に最終報告をしている。平成 28 年度の採用決定率は平成 29 年 3 月 7 日付けで保育学科 90.9%、食物栄養学科 90.9%であった。学生の中には、就職への姿勢の甘さや責任感の希薄さなどから自ら内定辞退をしたケースもある。また、就職はしたものの、就職先の人間関係や職務内容の齟齬等の理由で早期に離職する卒業生もみられる。

留学に対する支援は、国際交流センターが窓口となっている。韓国の協定校である昌信大学への短期研修の希望者はいなかったが、保育学科から 1 名、協定校であるオーストラリアのニューカッスル大学へ交換留学生として留学することが決定している（留学期間：平成 29 年 7 月～平成 30 年 1 月）。

(b) 課題

学生支援課職員 1 名が学生生活、奨学金管理、学生の進路支援業務を担当しており、業務が煩雑になっている。個々の学生のニーズに沿った極め細やかな支援を行うための時間が十分取れない状況にあり、就職支援にかかわる専任職員の配置が必須である。

現在の施設環境では個室の就職支援室の設置が難しく、学生のプライバシーへの配慮も困難な状態であり、進路・就職支援室の設置が望まれる。平成 29 年度に向け設置場所を検討していく。

学生の就職活動を振り返ってみると、履歴書の書き方や就職先の選定の仕方、模擬面接の受け方など多々問題点がある。1 年次後期の「キャリアデザイン」で学んだことが 2 年次からの実際の就職活動に活かされていないのが現状である。「キャリアデザイン」の開講が 1 年次後期ということもあり、学生にとって、就職はまだ先のこととい

う意識があり、現実味を帯びていないことも作用しているのかもしれない。

今後、教養教育科目「キャリアデザイン」における授業内容や授業方法が学生の職業意識の形成や就職活動にどのような影響を及ぼしているのかをアンケート等を通して検証するとともに、2年生に実施した就職ガイダンスの内容とその効果等も検証し、入学から卒業までの一貫した進路・就職支援のあり方を根本的に見直す必要がある。

〔区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。〕

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

(a) 現状

アドミッションポリシーについては、入学者募集要項及び大学案内に掲載し周知を図るとともに、入試説明会や出前授業、オープンキャンパス等で分かりやすく受験生に伝達し、理解を求めている。アドミッションポリシーに明記している各学科が求める人物像は、面接を通して尋ねられたり、人物評価として可否に反映されるので、十分に理解し、試験に臨むよう伝えている。

アドミッションポリシーでは、入学前教育についても触れている。保育学科では平成28年には「読書ノート」の作成を課している。これは入学予定者全員に読書習慣を付けさせ、かつ読解力を養うための一助とするものである。具体的には学科が提示した子ども・子育てに関係する推薦図書リストの中から数冊を選択し、その読書記録を提出するものである。食物栄養学科では、平成28年度は入学手続者全員を対象に入学前教育の一環として計算力の基礎・応用に関する課題を課した。学科での学びへスムーズに移行できるよう基礎知識の復習・獲得を目指す目的からである。また入学手続者全員に対して入学前ガイダンスを3月に開催し、授業や学生生活についての情報提供を行った。

(b) 課題

本学全体のアドミッションポリシーは募集要項や大学案内には明記しているが、とくに大学案内には各学科のポリシーを平易に表現し、卒業時の就職像が描けるような内容にすることが望まれる。

3つのポリシーの策定・義務化に伴い、ガイドライン等にも示されているように、受験生に対してアドミッションポリシーを強調するだけでは不十分である。これまではどちらかというと、卒業までに獲得することが求められる知識、技術、態度等の内容や、その内容を獲得するための教育課程の構造や特色、また学習方法や評価システム等は入学生対象のオリエンテーション等で説明されてきたが、今後は受験生に対しても、入学から卒業までの学びの流れが見通せるような説明が求められている。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

多様な能力、意欲を持つ学生に効果的な授業を行うためには、授業の内容、方法の工

夫とともに、授業評価アンケート結果を授業改善に活用する方途を考える必要がある。

本学の授業評価項目には、授業内容の到達目標に対して学習成果が得られたか否かを問う項目、予習復習の実態を問う項目が含まれておらず、学生の学習意欲、学習態度、学習成果が検証できる質問項目を追加するとともに、評価点が低い教科についてはその根拠を明らかにし、授業内容の見直しや、極端な場合には担当教員の配置替えを検討する。

学生の履修ミス等を防ぐために卒業必修科目や資格免許を記載した教科目一覧表の作成に取り組み、学生支援センターにおける学生の履修カルテの総合管理システムの構築及びその活用方法について検討することが急務である。

一方、基礎学力面の低下により学生の授業内容理解度に格差が生じている現状から、早期に学力格差を埋めるための補習教育の導入や入学前教育の充実、習熟度別クラス授業の開講等の検討が必要である。併せて教員を対象としたクラス経営や授業運営の方法及び気になる学生への対応等にかかる FD 研修会の開催やオフィスアワーの利用度を高める方策を検討する。

学生生活全般にわたる支援については、平成 28 年度の学生生活実態調査の結果を踏まえ、学生の要望を分析し、改善点を挙げ、優先順位を付けて改善の方途を検討する。また、社会人学生が一定数在籍しており、育児中の学生が子育てと学業を両立できるような支援体制の構築を図る。

学生の進路支援については、学生支援センターに就職担当職員が他の業務と兼務している為、個々の学生のニーズに沿った極め細やかな就職支援を行うことが難しい状況にあり、専任職員の配置の可能性を検討する。また、固有の就職支援室を設置していないため、学生のプライバシーを配慮した就職指導を行うことが難しい状況にあり、進路・就職支援室の設置を検討する。さらに、教養教育科目「キャリアデザイン」における就職指導の効果の検証と、2 年次に向けた進路・就職支援のあり方を再考する必要がある。入学から卒業までの一貫した進路・就職支援のグランドデザインの構築が求められる。

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

平成 29 年度中に以下の点について計画を進める。

3 つのポリシー策定の義務化に伴い、平成 28 年度に各々のポリシーの見直しを行ったが、他大学のそれを参考に、より整合性・体系性のある内容構成にすべく再検討する。

ディプロマポリシーに基づく学習成果を可視化するため、アンケートの採用や、ルーブリック評価の導入に向けその観点や尺度を作成する。また、新たに策定したカリキュラムポリシーに沿った個々の授業科目の内容及び方法等を見直すとともに、アドミッションポリシーに基づく入学者選抜の方法についても再検討する（担当：教学マネジメント委員会、学生支援委員会）。

3 つのポリシーを学生や受験生に周知するための取り組みや分かりやすい表現につ

いても検討する（担当：入学者選抜試験委員会、広報委員会）

学習成果の点検の一環として、卒業生調査の実施に向けた調査計画を立てる。アンケートを実施する方向で検討する。評価項目や実施方法等について検討する（担当：学生支援委員会）。

初年次教育の改善に向けて、必修科目「大学入門」「キャリアデザイン」のシラバスの検討と学生が活用しやすい冊子等の作成に取り組む（担当：学生支援委員会）。

アクティブラーニングの推進については、平成 28 年度に改定したカリキュラムポリシーにも明記したところであるが、その着実な推進を図る。これまで FD・SD 研修会やシラバスへの記載を通じてアクティブラーニングの重要性については周知してきたが、より効果的な授業展開に向け全学的な研修に加え、学科単位での FD 研修を実施する。また、学生による授業評価アンケートと教員自己評価とを連動させ、授業改善を推進する（担当：教育方法開発部、両学科）。

社会人学生への対応について、そのニーズを把握し学修環境の改善案をまとめる。特に子どもを持つ社会人学生にとって学びやすい学修環境について検討する（担当：学生支援委員会）

耐震診断結果に基づく大学へのキャンパス移転問題については、学生の学習や利便性を慎重に考慮し、現実的な方法と時期について引き続き検討を行う（担当：学生支援委員会ほか）。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

教員の職務が研究よりも教育の占める比重が高くなっている現状において、全体として教員の研究活動は活発とは言えない。業務の多忙化とあいまって研究成果の発表や競争的資金の獲得等の動きは全体として低調である。教員の研究活動を推進するためには意欲の喚起に加え、研究環境の整備を図ることが肝要であることから、平成 29 年度計画の活動（事業）内容として、2 年に一度の科学研究費への申請義務を継続する。また 2 年に 1 篇、大学の研究紀要に実践的な内容を含んだ論文の掲載を義務づける。一方で教員の労務管理、外部講師等に出る回数、時間等の適正化を図ることで研究環境の整備に努める。

あわせて、教員の年間努力目標（教育、研究、社会活動、大学への貢献等）の提出、中間の実績報告書、最終の結果の報告書を提出させ、学長面談を実施し、次年度の計画に反映させる。

財務の健全化を図る上で、学生確保が喫緊の重要課題であり、広報活動を見直し、入学定員にできる限り近づける具体的な方策を立てる必要がある。そこで、要となる入試広報課の体制強化について、専門職員の配置を検討する。またオープンキャンパス参加者の出願への歩留まりを考慮して、平成 29 年度は 8 月期に 2 回実施するとともに、開催形式・内容については、参加者の満足度や参加が出願へとつながっているかを精査し、検討する。加えて、在学生・卒業生を活用した母校高校教員への情報発信の実施についても検討する。

技術的資源としての ICT 環境の整備及び情報教育については、アクティブラーニングを推進する上で不可欠であるが、ICT に関する知識・技術について教職員の個人差が大きく、また財政的な事情から組織的・計画的な取り組みが十分になされているとは言いがたい。そうした中、当面はウイルス対策、情報漏洩防止のための啓蒙活動、学生への情報倫理教育といった情報セキュリティに関する対策を実施するとともに、将来的なタブレットの導入についても検討する。

危機管理体制について規程・マニュアルの整備は行ったが、訓練の実施は不十分であることから、火災訓練以外の防災訓練を行うとともに、AED 講習会を実施する。

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

（a）現状

本学は食物栄養学科と保育学科の 2 学科を擁し、栄養士、保育士、幼稚園教諭（二種）を養成している。教員組織については、「基礎資料（7）①教員組織の概要」で示したとおり、短期大学設置基準に定める教員数を充足しており、各学科の教育方針に基

づき、食物栄養学科は栄養士養成施設の課程認定に、保育学科は保育士養成施設の課程認定に必要な教員（非常勤教員を含む）を配置している。

教員組織は、学則第 58 条に基づき、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手で構成している。専任教員の職位は、学位、教育実績、研究業績等において、短期大学設置基準の規定を充足している。主要な科目には専任教員を配置しているが、専任教員のいない分野については非常勤教員に委嘱している。教員の採用及び昇任については、「学校法人香川学園就業規則」、「宇部フロンティア大学短期大学部教員選考規程」及び保育士・栄養士養成課程に関わる規程に基づき、教授による教員選考会議において厳格な審査を行い、採否が審議されている。また、平成 14 年度より教員の新規採用には、原則的に任期制度を導入している。

(b) 課題

教員組織の編成については、短期大学設置基準、保育士・栄養士養成課程に関わる関係規程に基づき編成されているが、教員の退職、転出、休職（産休・育休）等に対する教員の採用、特に退職・転職に際して応募者数に陰りが見られる。

食物栄養学科教員組織は栄養士養成施設の指定基準を充足した専任教員、専任助手（うち管理栄養士有資格者 2 名）により編成されているが、年齢構成に偏りがある。栄養士養成課程として教育内容の維持・向上を図るために、カリキュラムの改変や退職等を見据えた今後の教員組織の充実が求められる。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員の研究活動は、現在の大学教育現場においては教育が最優先になっており、授業、広報活動、学生指導などに係る時間が増加傾向にあり、研究活動はその合間をぬった活動になっている。本学教員は、自分の専門分野や担当科目に関する学会に所属し、総会・研究会・セミナー等への参加、論文発表等により研究活動を行っている。また、原則年 1 回発刊される研究紀要「人間生活科学研究」に研究成果を発表する機会を確保している。しかし、応募件数は少なく、全体としての教員の研究活動は活発とはいえない。なお、教員の研究業績は本学ウェブサイトに掲載している。

科学研究費補助金への申請数は、若手教員を中心に増えている。平成 27 年度は 4 件申請し、うち 1 件が採択された。平成 28 年度は 3 件申請した。申請者はいずれも食物栄養学科教員である。また、学内競争資金として大学と本学合同の 2 つの研究助成制度が整備されている。1 つは、地域貢献的研究への研究助成（平成 27 年度より、共同研究を含む）で 1 件上限 20 万円である。平成 27 年度に 1 名、平成 28 年度に 2 名が助成を受けた。平成 29 年度については、すでに 3 月時点で採択者が決定されており、本学から 3 名の教員が助成を受けることになっている。もう 1 つは、平成 28 年度よ

り、学長裁量経費（短期大学部は教育研究支援基金から支出）に基づく研究助成（個人研究）で1件上限30万円とした。平成28年度は1名が助成対象者となっている。

各教員は宇部フロンティア大学短期大学部教員勤務・服務規程に則って教育研究を行っている。専任教員が研究を行う研究室については、講師以上の教員すべてが個人研究室を有している。

教員の留学に関する規程は「国内・国外留学規程」（国際会議出席も含む）に定められている（平成27年3月制定）。しかし、規程制定以降、応募者は0人である。

FD・SD研修に関しては、FD・SD委員会が「宇部フロンティア大学短期大学部FD・SD委員会規程」に則り、企画及び実施している。平成26年度より、FD・SDは原則、大学と本学合同で実施している。

平成26年～28年度のFD・SD研修は下表のとおりである。

日付	研修会名	内容
平成26年8月26日	全学FD・SD研修会	協同学習の考え方と進め方ー活動性の高い授業づくりー
平成27年3月23日	全学FD・SD研修会	I R部報告・公的研究費の管理・監査、コンプライアンス教育について
平成28年9月14日	全学FD・SD研修会	コンプライアンス教育及び研究倫理教育講習会
平成28年12月12日	全学FD・SD研修会	医療廃棄物処理について
平成28年12月13日	SD研修会	初任者・中堅職員研修会
平成28年12月20日		
平成29年1月6日	全学FD・SD研修会	突然死を学ぶ
平成29年3月24日	全学FD・SD研修会	アクティブラーニングについて

(b) 課題

教員の研究活動等に関連した各種の規程や制度はかなり整備されてきた。しかし、肝心の研究活動それ自体は大きな進展は見られない。科学研究費補助金など外部資金獲得に向けた申請は少なからずあるが、採択率は1件あるかないかに過ぎない。採択の可否はともかく申請するためのインセンティブを高める措置として、平成28年度中期計画の事業（活動）の中に、2年に1回、科学研究費補助金に申請することを義務付けるとともに、科研費申請に向けたFD研修も実施した。結果は今ひとつであるが、この方向は継続する。

言うまでもなく、教員の研究活動を推進するには、研究意欲の喚起だけでなく、客観的条件として研究時間の確保が不可欠である。義務として教員に課せられた業務（授業を含む）の効率化、研修日を含む授業以外の時間の確保等、全学的な取り組みが必要である。

しかし、研究活動は教育の質を保証し、教育成果を高める重要な要因の一つでもあり、大学教員にとって生命線であり、研究者としての責任、倫理でもある。今、多くの短期大学に求められている研究は、授業や学生指導等と関連した実践的な

研究である。学会等での研究発表とともに、大学の研究紀要への投稿を動機付け、少なくとも2年に1編の論文執筆が可能になるような研究環境、研究風土を醸成する必要がある。

学習成果の向上は、教員の研究能力や授業の質に依存するだけでなく、授業外の学生の学びの場の保障も重要な意味を持つ。焦点のひとつは図書館である。残念ながら、本学学生の図書館利用率は極めて低い。教員は授業と図書館を結びつける努力とともに、図書館職員との連携により、学習成果を高める場として図書館を積極的に活用する方策を講じる必要がある。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。〕

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の事務組織は総務課、学生支援課、入試広報課の3課から構成され、「学校法人香川学園事務組織規程」に基づき、事務の組織及び分掌を定め、事務局長、事務長、各課長の指示の下、業務を遂行している。

学生支援課は、学生支援センターとして教務・学生生活・就職のすべてを担当し、学生への支援を一括して行えるよう組織している。専任事務職員は、担当の専門性を強化・拡充させるため、担当職務関連の外部研修会へ参加し、専門的な職能向上に励んでいる。

また、事務組織が適正かつ円滑に運営されるよう「学校法人香川事務組織規程」、「学校法人香川学園文書処理規程」、「学校法人香川学園公印取扱規程」等を整備している。

事務室は、本学本館1階に設置され、情報機器については、パソコンを職員一人一台配置して事務処理を遂行するためのシステムを構築している。学生支援課は課員全員のパソコンを外部から遮断されたネットワークでつなぎ、学生情報を共有・管理している。また必要な備品は適宜購入しているが、原則、原議書での決裁を受けた後に発注している。

防災対策については、火災等に対しては消防計画の中で自衛消防活動対策として火災予防管理組織を編成して任務分担を行っている。また、危機管理体制については、防災対策、情報セキュリティ対策、海外派遣学生等の危機管理（緊急連絡網等）等を含む危機管理に関する規程を整備している。

SD活動に関して、職員固有の職能開発にかかわる研修を除き、職員の業務の多くは教学と深く関連していることから、多くの場合、教員と職員合同のFD・SD研修会として開催している。

事務職員は教学の各種委員会の構成メンバーとして参画し、単なる書記的機能だけでなく、学習成果の向上に向け、意見の表明や原案作成などの役割も果たしている。

(b) 課題

入試広報課については大学に本体があり、本学事務室に職員は常駐していない。入

試広報の政策や具体的な戦略については理事長の下に設置された「広報戦略会議」のもと具体的な入試広報活動が展開されているが、その円滑な遂行をいかに図るかが課題である。人事による学園所属部署間異動による担当者の交代などにより齟齬やミスを生じる危険性を減らすべく連携強化の方策を講じる必要性がある。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。〕

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業に関する諸規程は整備されている。「学校法人香川学園就業規則」は、事務室総務課で閲覧できる環境にあり、規則集として教職員全員に配付しており、変更があった際は、その都度、差し替えができるよう文書配付している。

本学の教員については「宇部フロンティア大学短期大学部教員勤務・服務規程」により、教員の職務とその責任の特殊性に基づき、就業規則に定める勤務時間内であっても、本務に支障がない限り、学外で教育研究及び社会活動に従事することができる。

教員の出勤簿は事務室に配置し、出勤の都度、押印し、要請に応じて提出している。また、教職員の休暇等については、事前に所定の様式による休暇簿の提出を求め、事務室で管理している。なお、出張については、「出張命令簿」「復命書」により管理している。更に、本学教員への外部からの非常勤講師及び講演依頼等については、依頼文書により学長決裁の下、許可を行っている。また、非常勤講師の出勤については、本館 2 階の非常勤講師控室に出勤簿を配置し、管理している。

事務職員については、出勤簿に労働時間を記入し、それを管理職が確認して、確認印を押印するという方法で適正な労務管理を実施している。

(b) 課題

法改正に係わる諸規程の整備については、これまでも適切に行ってきたが、制定、改廃された諸規程の全教職員への速やかな周知が十分になされていないことが課題である。いつでも最新の情報を各所属単位で簡単に閲覧できる環境の整備を進めることが必要である。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

教員の教育研究活動については、教育、広報活動、学生指導などに係る時間が増加する中、論文発表、学会発表など一定の成果を上げている教員もいるが、専任教員が研究に充てられる時間を確保するためにも、仕事の効率化、授業以外の時間の確保、研修日の確保等、全学的な取り組みを図る。科学研究費補助金など外部資金の獲得については、教育研究活動を促進するものであり、獲得に向けた対策を実施し、採択数を増やすための方策を検討する。

入試広報にかかる事務体制については、入試広報課職員が宇部フロンティア大学入

試広報課との兼務のため本学事務室に常駐していないことから懸念される業務上の課題を整理し、円滑な執行を図るための対策を検討する。

また学内の最新の諸規程を学内各部署で容易に確認できる環境整備に向けて対策を講じる。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

校地、運動場、校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。しかし、校舎に関しては障がい者に対応できていない。保育学科及び食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を完備している。両学科の授業を行うのに必要な機器・備品も整備している。また、適切な面積の体育館及び図書館を有している。

図書館は十分な図書、学術雑誌、AV 資料、座席を備えている。図書館は閲覧室、書庫、資料室等に参考図書約 10,000 冊を配架しており、本学教職員、学生に十全に提供できるだけの質・量を整備している。

図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕（種）		視聴覚資料 （点）	機械・器具 （点）	標本 （点）
（冊）	電子ジャーナル 〔うち外国書〕				
88,540 〔7,186〕	54	0	420	7	0

(平成 29 年 5 月 1 日現在)

図書の購入は、各学科の教職員で構成された図書館運営委員が学科内で協議の上、必要な学術図書、学生用図書を学科に按分された予算内で選定する。それとは別に図書館に割り当てられた費用からは館長と図書館専門職員で協議の上、逐次刊行物、リクエスト図書、学習図書、就職関連図書を含む一般書を選定し、全体として収集方針に見合った充実した蔵書を構築している。また、廃棄システムは、平成 23 年に制定した「宇部フロンティア大学短期大学部図書館資料除籍規程」及び「宇部フロンティア大学短期大学部図書館雑誌・新聞除籍細則」に則り、廃棄図書の選別、図書館運営委員会の同意、学長、理事長の決済を経て廃棄するという仕組みを確立している。

以上、購入図書選定システム、廃棄システムを確立の上、適正な蔵書管理を行っている。

(b) 課題

ハンディキャップのある人に対応するためのバリアフリー環境については現時点で

は、障がい者用トイレが 2 ヶ所、スロープが 2 ヶ所設置されているのみで不十分である。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

(a) 現状

「学校法人香川学園固定資産及び物品調達・管理規程」など、財務諸規程を含め整備している。諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。危機管理マニュアルについては、平成 28 年 10 月に「宇部フロンティア大学短期大学部危機管理基本マニュアル」「宇部フロンティア大学短期大学部危機管理個別マニュアル」「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学部国際交流危機管理マニュアル」を作成し、大学評議会の承認を得た。併せて、「宇部フロンティア大学・宇部フロンティア大学短期大学危機管理委員会規程」を整備した。火災等への対応訓練については、平成 28 年度後期オリエンテーションの一環として、宇部市消防署指導の下、教職員・学生を対象とした通報・消火・避難訓練を実施した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は各 PC の起動時にパスワードを求める設定となっている。また、ウイルス対策としては、コーポレート版の対策システムを導入し、各 PC を管理している。ネットワークシステムについては、教員、職員、学生一般でセグメントを分けて管理している。また、学園全体としては UTM を導入し、ネットワークを保護している。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、学校全体の取り組みには至っておらず、各課・学科での取り組みにとどまっている。紙ゴミ類は分別し、リサイクル業者が回収している。学園全体で夏季クールビズ、冬季ウォームビズに取り組み、冷暖房の温度設定等を注意喚起している。

(b) 課題

危機管理に関する規程・マニュアルは整備したが、火災・地震・防犯対策の訓練は十分に実施しているとは言い難い。火災訓練についてはこれまでも実施してきたが地震を想定した訓練は未実施である。また地域的な防災対策の観点から近隣の学校、幼稚園等との連携体制の構築も求められる。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

ハンディキャップのある人に対応するためのバリアフリー環境について、敷地内の移動や設備の使用に配慮した整備について検討する。財政的事情から対応が困難な面もあるが、現実的に可能な範囲での対応策を検討したい。

火災・地震・防犯対策の各種訓練について、火災訓練については、消防計画に則り毎年 1 回は開催する。またその他の訓練についても実施を検討する。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

基本的なコンピュータ・リテラシー教育に供するハードウェア、ソフトウェアはコンピュータ教室にそろえており、教育支援の装置も併置されている。平成 28 年度は時代に合わせた office システム等に対応するため、コンピュータのリプレイスを行った。学内 LAN が全学に整備されており、無線 LAN 環境も利用することが可能である。平成 28 年度は学内無線 LAN の強化にも努めた。学内のコンピュータ整備については情報委員会が定期的に会議を開催し、計画の下に実施・管理している。

(b) 課題

情報教育に関してソフト面・ハード面ともに組織的・計画的な整備が行われることがなく、メンテナンスも情報関係の教員のボランティアワークに頼っている。教職員の情報リテラシーの向上に対する取り組みは行われておらず、個人差が著しく、十分な ICT の活用は難しい。教育への ICT 活用を進める取り組み・検討はなされていない。またアクティブラーニングの本格導入を見据え、学内無線 LAN のさらなる強化が必要である。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

教職員の ICT 活用に関して、全学的な研修会の実施について検討する。また情報教育の環境整備の一環として、将来的なタブレットの導入についても検討する。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

(a) 現状

法人全体の財政状態は、平成 28 年度における日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」は「正常状態（A3）」にあたる。過去 2 年間の教育活動資金収支差額は黒字を継続している。運用資産は減少していたが、増加に転じた。しかし、退職給与引当特定資産の積立が不足している。

法人全体の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は、平成 26 年度 1 億 64 百万円(7.8%)、平成 27 年度 1 億 65 百万円(8.3%)、平成 28 年度は 1 億 17 百万円(5.8%)

の収入超過である。

本学が基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の支出超過である理由は、両学科の定員充足率が低く、主だった収入である学生生徒等納付金収入及び補助金収入が不足しているためである。

また、貸借対照表上の資産総額は、平成 26 年度 69 億 6 千万円、平成 27 年度 70 億 1 千万円、平成 28 年度 70 億 73 百万円と推移している。年度末の現預金は 9 億 13 百万円で昨年度より 1 億 25 百万円増加した。本学の存続を可能とする財政は維持している。

なお、本学の基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）は、平成 26 年度△90 百万円（△41.6%）、平成 27 年度△20 百万円（△7.4%）、平成 28 年度△39 百万円（△14.1%）と赤字となっている。平成 28 年度は、退職給与引当金繰入額等の増加により赤字が増加したが、平成 26 年度より赤字額が減少している。

退職給与引当金は目的どおり 100%基準で組入れているが、退職給与引当預金（資産）等は大幅に不足している。このため、本年度より毎年、私立大学退職金財団、及び山口県私学教育振興財団からの退職資金収入並びに 15 百万円を追加し、積み立てを開始した。

平成 22 年度に「学校法人香川学園資産運用規程」を制定した。運用対象は定期預金を中心であり、信用取引及び先物取引等の資産運用は行っていない。

本学の過去 3 年間の教育研究経費は経常収入（帰属収入）の平均 34.7%である。

財務状況が大幅な支出超過が続いているため、教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、緊急性、重要性に応じて必要最低限の施設設備の更新をおこなっている。

（b）課題

少子化、4 年制大学・専門学校等への進学による影響で、入学者の減少が続く短期大学において、本学も例外ではない。財務の健全化を図る上で、学生確保が喫緊の重要課題である。学生確保のため広報活動を見直し、具体的な方策を立て、入学定員にできる限り近づくことが必要である。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

（a）現状

平成 22 年度に学園全体の中・長期計画として「学校法人香川学園 経営改善計画 平成 22 年度～26 年度（5 ヶ年）」を策定した。財務上の数値目標や達成期限を明記し、実施計画（現状、問題点と原因、対応策）を学園全体で計画し、学生募集対策と学生数・学納金等計画を示した。

それと共に平成 24 年度には理事長の下に経営戦略室が設置され、「香川学園の当面

の課題解決に向けて」を策定し、学園が大変厳しい財政状況であることから経営が成り立つための数値目標を掲げ、達成するための課題を提示した。

学園内の各所属には、この 2 つの計画を踏まえつつ、広報戦略の施策の策定を計画することが示され、広報活動を行ってきた。

なお、「学校法人香川学園経営改善計画（平成 22（2010）年度～平成 26（2014）年度）」における平成 26（2014）年度時点での目標は、財政上の数値目標を、定量的な経営判断指標に基づく経営状態区分にイエローゾーンの B2 段階からのイエローゾーンの予備的段階 B0 段階へ改善することとした。

経営改善計画検証結果は、平成 27 年 11 月 27 日開催の理事会で報告を行った。平成 26 年度末時点の経営状況区分は正常状態の A3 段階であり、財政上の数値目標は達成した。

寄付金等の外部資金の獲得については、平成 25 年度に教育支援、キャンパス整備を用途とする基金として、「宇部フロンティア大学短期大学部教育研究支援基金（U F C - F U N D）」を設置した。寄付者は、教職員や在学生の保護者が中心であるため、今後は卒業生にも呼びかけ拡充に努める。

施設設備の将来計画は、校舎及び学生寮の耐震工事を計画している。耐震診断評価の結果により、校舎は現地で耐震補強工事を行うのか、或いは大学キャンパスへ移転するのか検討する。また、学生寮は耐震改築工事を実施する。

経営情報については、理事会、評議員会で報告した事業報告書等を、学園の公式サイトに財務状況を公開して周知を図っている。教職員には、教授会で予算公開時に学園及び本学の説明をしているが、危機意識の共有には必ずしも至っていない。今後は危機意識が共有できるよう、より具体的な資料作成と説明に努める。

(b) 課題

学生確保のため平成 25（2013）年 1 月より、「学校法人香川学園広報戦略会議」を暫定的にスタートさせ、リクルート等の外部の専門家を加えて広報戦略を企画、立案し、学生募集活動をしてきた。しかし、少子化に加え、4 年制大学・専門学校等への進学増加により定員確保は現状では厳しい。また、経常収支差額を均衡させることは、大変厳しい状況ではあるが、事業活動収入の学生生徒等納付金、補助金を増加させ、事業活動支出に占める人件費比率の抑制を検討することが課題である。

■ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

本学園においては、大学、本学の定員割れを改善するため、「学校法人香川学園 経営改善計画 平成 22 年度～26 年度（5 ヶ年）」を策定した。また、平成 24 年度には理事長の下に経営戦略室が設置され、「香川学園の当面の課題解決に向けて」を策定した。入学者の確保や広報活動をこれまで以上に更に緻密に実施するため、学園全体の広報活動を統括する部署の設立、学園全体としての一環した広報活動と各部署における効果的な広報戦略活動をおこなった。

平成 27 年度以降は、「宇部フロンティア大学短期大学部中期目標・計画（平成 27 年～平成 31 年度）」を策定した。この計画には財務内容の改善に関する目標として（1）学生定員の確保に関する目標（2）外部資金獲得等収入増加に関する目標を設定した。

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

財務の健全化を図る上で、中期計画・目標に伴う財務計画の策定について速やかに検討する（担当：法人事務局）。

学生確保が喫緊の重要課題であり、広報活動を見直し、入学定員にできる限り近づける具体的な方策を立てる。そのため、入試広報課の体制強化について、専門職員の配置を検討する（担当：学長）。またオープンキャンパス参加者の出願への歩留まりを考慮して、平成 29 年度は 8 月期に 2 回実施する。加えて開催形式・内容については、参加者の満足度や参加が出願へとつながっているかを精査し、対応策を検討する。在学生・卒業生を活用して、母校高校教員への情報発信を実施することを検討する（担当：広報委員会）。

教員の研究活動の活性化に関して、平成 29 年度計画の活動（事業）内容の中に、2 年に一度の科学研究費へのチャレンジ（申請）、義務を継続する。また 2 年に 1 篇、大学の研究紀要に実践的な内容を含んだ論文の掲載を義務づける。一方で教員の労務管理、外部講師等に出る回数、時間等の適正化を図る（担当：総務課）。

危機管理体制として防災訓練、AED 講習会を実施する（担当：総務課）。

ICT 環境の整備については、ウイルス対策、情報漏洩防止のための啓蒙活動、学生への情報倫理教育といった情報セキュリティに関する対策を実施するとともに、将来的なタブレットの導入についても検討する（担当：情報委員会）。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- （1）以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
- （2）特別の理由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

厳しい経営環境のもと、学園の生き残りをかけて学生の定員確保、財政上の安定は喫緊の課題であり、そのための学長（平成 28 年 7 月より理事長兼務）のさらなるリーダーシップの発揮が求められている。現学長のもと、平成 27 年に策定された中期目標・中期計画（5 カ年計画）の着実な実施が図られているほか、各種規程の改正や新しい教学システムの設置など種々の大学改革が進められている。中期目標・中期計画は「教育に関する目標」「研究に関する目標」「地域貢献、国際交流等に関する目標」「情報発信に関する目標」「業務運営の改善及び効率化に関する目標」「財務内容の改善に関する目標」「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」「その他業務に関する目標」の全 8 項目からなる総合計画であり、学長の大学改革のビジョンが反映されたものである。

そうした中、教育の質保証に向けて、平成 29 年度中期目標・中期計画において引き続き教学マネジメントの強化を図っていく。より具体的には、カリキュラムポリシーに基づく教育課程の見直しに関して、カリキュラムのスリム化について検討を行うとともに、アクティブラーニングの推進を図る。こうした取り組みによって学修成果の向上に努める。

理事会・評議員会ともに法令を遵守し適切に運営されているが、監事についてはできる限り常勤の監事を配置することも視野に入れて、検討していく。評議員についても選任条項の 4 号評議員の見直しをするとともに、それぞれの選任条項についても見直しを行う。

財務については、中期目標・中期計画を始めとする学園全体の事業計画に見合った財務計画の策定について検討する。

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

■ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

（a）現状

理事長は、本学園の建学の精神を体し、人格が高潔で学識に優れ、学校運営に関し識見を有する者として本学園の最高意思決定機関である理事会を主催し、学校法人香川学園の代表として学園全体の運営全般にわたり、適切なリーダーシップを発揮している。日常の業務については、教学面では学長に管理面は主として学園事務局長に委任している。経営面での重要事項については、事務局長から常に連絡や相談を受けて決定している。そのことにより運営面について支障が起きない体制をとっている。

本学は、建学の精神である「人間性の涵養と実学の重視」及び教育理念である教育の三つのモットー「礼節・自律・共生」のもと、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、「学校法人香川学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）を定め、学校法人の管理運営については、それを遵守して行っている。

学校法人の最高意思決定機関として理事会を置き、法人を代表して業務を総理する理事長の下に諮問機関としての評議員会を設置して、運営方針等重要な施策の決定ができる体制をとっている。

理事会は理事 8 人で構成し、法人及び寄附行為に定める学校及び収益事業の管理運営を統括する。寄附行為第 13 条及び第 15 条により、理事長が法人を代表し、理事長以外の理事に代表権がないことを規定している。理事会の開催は、年間 7 回（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、2 月、3 月）程度であるが、必要に応じて臨時の理事会を開催する。平成 28 年度については、理事会 8 回、評議員会 2 回を開催した。

理事長は、決算及び事業報告について、監事の監査を経て毎年度 5 月に開催する理事会において議決を得た後、評議員会に報告を行っている。なお、決算については、公認会計士の監査説明においても理事長、財務担当理事及び監事が立ち会い意見交換の場を設定している。

理事長は、寄附行為第 18 条の規定に基づき理事会を開催している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。学園の重要事項や第三者評価の状況等は所属長会議（寄附行為第 7 条に規定する第 1 号及び第 2 号理事で構成）で協議したうえで、理事会において審議し、最終意思決定を行っている。

理事会は、第三者評価について、必要な予算を計上することとしている。宇部フロンティア大学短期大学部は平成 22 年度に財団法人短期大学基準協会により第三者評価を受け、適格と認定された。平成 29 年度には 2 巡目となる第三者評価を財団法人短期大学基準協会により受ける計画であり、そのことについては、平成 29 年度の事業計画及び予算において承認されている。

理事会は、本学の維持・発展及び学園運営に必要な情報の収集を積極的に行っており、日本私立短期大学協会の会合や学校法人の運営に関する協議会などに理事が積極的に参加しており、他の短期大学の状況など、外部環境の情報の収集に努めている。

学校法人に求められている情報公開については、「学校法人香川学園書類閲覧規程」に財務諸表等を法人事務局に備え付けて、利害関係者への閲覧を供するとともに、本学園のホームページ上にも掲載することや大学ポートレートにも参加して積極的な情報提供に努めている。

学校運営の基本となる学則の改正や規程等の改廃については、理事会の審議を経て整備している。

理事会は、学校法人の最終意思決定機関として本学の運営に関する法的責任があることを認識し、学校法人の運営に携わっている。また理事会は審議事項や報告事項等を通じて、理事の職務執行状況及び学校法人の運営状況を監督している。

理事の選任については、私立学校法第 38 条及び寄附行為第 6 条に基づき適切に選任されている。理事の候補者には、建学の精神並びに本学の教育理念を始め、大学の運営状況や学園の経営方針を説明している。なお、理事就任者はこれらを十分理解したうえで、自らの学識及び識見を基に学校法人の運営に携わっている。

学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規程は、寄附行為第 12 条第 2 項第 3 号に準用している。

(b) 課題

地方の私立大学を取り巻く環境の変化は、18歳人口の急激な減少だけでなく、若者を中心とした都会への人口の流出を促進し、これからの学生の確保に大きな陰りをもたらしている。本学では、保育学科及び食物栄養学科の定員未充足への対応や開学50年を超える歴史を持つ反面、校舎の老朽化・耐震化の課題があり、大学への移転や改組転換などを含めた本学の将来構想が理事会の重要審議事項の一つとして考えている。理事会がより迅速にこれらの課題解決に対応できるように外部環境の情報収集や諸調査を実施して、協議を進めることが必要である。

■ テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

厳しい財政状況の中、中長期的な経営戦略に基づく学生確保や教育研究の水準向上に向け、また高等教育機関としての社会的責任を果たすために、さらなるリーダーシップを発揮する必要がある。より具体的には本学の将来構想について理事会を主導し協議を進めていく。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準Ⅳ-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学の学長は、学長選考規程に明記された、「学長は人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者」として最終的に理事会において選任され、平成26年4月1日より就任（任期は4年）している。学長は、学長選考時の所信表明において建学の精神を遵守することはもちろん、本学のよりよい生き残りを賭けて、学生確保のあり方の見直しや教育の質的転換、教員の研究能力の向上、教員と職員の両輪体制など、教学マネジメントの確立を含む大学改革構想を明示し、これまでに各種規程の改正や教育開発室の設置を含む、新しい教学システムを開発するなど、公約実現に向け努力を継続している。

教授会は学則にも明記されているように必置の機関であり、従来、本学教授会で選ばれた短期大学部長を中心に教授会の議事が進行し、学長との間で齟齬を来す部分があったが、現学長就任と同時に、学長指名の副学長を制度化（短期大学部長の職を廃止）するとともに、学長が教授会の議長を務めることとなった。特に平成26年6月の学校教育法の改正を契機に、教授会規程を根本的に見直し、審議機関としての性格を明確にした。新教授会規程の施行は形式的には平成27年4月1日以降であるが、それを前倒し適用してきた。

教授会は教授会規程に基づき原則、毎月1回実施し、入試判定教授会や突発的な事案が発生した場合には、臨時の教授会を開催している。当然ながら、教授会議事録を作

成し、事務室に保管している。議事録原案は事務長が作成し、2つの学科の学科長、副学長、最後に学長がその内容を点検し、議事録案として次回教授会で諮り、承認を得るシステムを確立している。

ところで、教授会の最も重要な審議事項は、教育目標達成（学習成果の獲得）に向け如何なる教育課程を編成するかにある。本学には従来より3つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は存在していたが、平成29年4月1日からの3つのポリシーの義務化に伴い、根本的な見直しが必要になった。3つのポリシーの策定に際しては、ポリシー間の相互関連を視野に収めた検討が求められるとともに、教育の質保証の根幹にかかわる問題であることから、学長をトップにした教学マネジメント委員会（学長、副学長、両学科長、学生支援センター長、事務長、学生支援課長）を中心とした組織で集中審議することになった。委員会で検討された内容を各学科で再度検討し、それをまた委員会に返すという作業を重ね、最終的に本学の3つのポリシー案を作成し、大学評議会（大学、本学合同）に諮り、承認を得た。義務化後の3つのポリシーの内容は、平成29年度「キャンパスライフガイドブック」に明示されている。

言うまでもなく、大学は教授会の機能だけで動くわけではない。教授会の下に、教育、研究、社会貢献等とかかわる各種の委員会組織が規定に基づき配置されている。各組織への教員の配置は、教員の能力や個性、また教育経験等を勘案し、学科長等連絡協議会で原案を作成し、最終的には教授会で承認を得ることになっている。また、大学としての教育機能の強化及び人材の有効活用の観点から、平成27年4月1日より大学と本学共同の組織（大学評議会、教育開発室、附属地域連携センター等）が設置され、それぞれの規程に基づき、大学の各学部から、また本学から学長指名の教職員が各組織に配属され、活動している。

(b) 課題

3つのポリシーの義務化に伴い、教育目標達成（学習成果の獲得）に向けて如何なる教育課程を編成するかを指向する3つのポリシーは策定されたが、教授会メンバーにそれが十分に認識されているとはいえない。また、ポリシー間の関連性が不十分であり、学生に理解されにくい面を残している。両学科とも3つのポリシーの内容及び相互の関連性を見直すとともに、その周知を図る。

教育課程は、カリキュラムポリシーに基づき編成されているが、特に保育学科では、取得可能な資格が多岐にわたり学生にとって過重負担になる傾向がある。学習成果を高め、学習の効率化を図るねらいから、保育士と幼稚園教諭二種免許の取得に焦点化し、その他の付与資格の見直しによりカリキュラム全体のスリム化を図る必要がある。

本学では、毎年2回（前期・後期）、学生の授業評価を実施している。平成28年度にシラバスの形式、内容を大幅に見直し、授業の到達目標はもとより、成績評価の観点別評点（記述試験、レポート、態度・意欲、プレゼン等）や各授業時間でのアクティブラーニング導入等を記述するようになった。特に、能動的な学習を保証する観点から、授業の方法としてアクティブラーニングの導入が一般化してきており、シラバスの中に授業の方法・工夫としてそれをどのように組み込むかを検討する必要がある。

個々の授業の質が学習成果を高める重要な要因であるが、とりわけ大切になるのは組織としての学習成果の向上である。学習成果を測定する方法の開発を含め、教授会構成員の理解と協力を得ながら、本学の教学マネジメント強化の方策を講じる。

■ テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

学長のリーダーシップに基づく各種規程等の整備とそれに伴う新しい仕組みの設置、中期目標、中期計画の策定等により、大学改革は進み始めているが、これまでの慣行と異なる仕組みへの適応や変化それ自体に対応できない教職員も少なからず存在する。学長の大学改革へのビジョンをことあるごとに教授会や個々の教職員との面談等を通して理解を深め、協力体制を強化していく。

本学は小規模短期大学であり、通常の校務分掌に当たる教職員数も少ない。新たに設置する全学的（大学と本学共同の）組織への人材配分を考えると、これまで以上に労を強いることになる。この問題への対応として、従来の校務分掌を整理統合するとともに、個々の教職員の個性や能力、意欲等を勘案し、役割配分のあり方を検討する。また、大学改革の推進には予算が伴う。理事長を含む法人側との協議に基づき改革遂行、推進に必要予算の確保はもとより、学長裁量予算枠を創設・拡大し、改革に弾みをつける必要がある。

上述した本学の大学改革は、平成 27 年度より全面実施されているが、改革の進捗状況等を勘案しながら新たな対応策、改善策を講じていく。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準Ⅳ-C-1 の自己点検・評価

(a) 現状

監事は、毎会計年度、学校法人の業務又は財産の状況について監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、毎回理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。

監事は、寄附行為第 8 条及び第 9 条に基づき、この法人の理事、評議員又は職員と兼ねてはならないこと、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

監事の職務については、寄附行為第 17 条により、次のとおり規定している。

- (1) この法人の業務を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不

正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

なお、監事の任期は 4 年であり、再任が可能である。公認会計士による決算の監査説明時においては、理事長、財務担当理事及び監事が立ち会い意見交換の場を設定している。

監事の業務執行状況（平成 28 年度）

実施期間	用務	出席状況	執行状況
平成 28 年 5 月 19 日	平成 27 年度決算の監査説明会	2/2	業務の執行及び総勘定元帳等の諸帳簿、伝票、証憑書類及び計算書類の監査
平成 28 年 5 月 27 日	理事会	2/2	業務監査及び監査報告
平成 28 年 5 月 27 日	評議員会	2/2	業務監査及び監査報告
平成 28 年 7 月 7 日	理事会	1/2	業務監査及び意見具申
平成 28 年 9 月 23 日	理事会	2/2	業務監査及び意見具申
平成 28 年 11 月 25 日	理事会	2/2	業務監査及び意見具申
平成 28 年 12 月 19 日	理事会	2/2	業務監査及び意見具申
平成 29 年 1 月 27 日	理事会	1/2	業務監査及び意見具申
平成 29 年 2 月 24 日	理事会	1/2	業務監査及び意見具申
平成 29 年 3 月 23 日	理事会	2/2	業務監査及び意見具申
平成 29 年 3 月 23 日	評議員会	2/2	業務監査及び意見具申

監事は、定期的開催される理事会及び評議員会に出席しており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、意見を述べている。学校法人の業務又は財産の状況について、公認会計士との連携も適切であり、理解を深めた上で、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

学校法人及び本学は、毎年、予算編成の基本的な考え方を教授会で説明し、それを受け教授会は、事業計画及び予算要望書をまとめ学園事務局に提出することになっている。学園事務局が各所属とのヒアリング、調整の後に集約したものを 3 月開催の評議員会、理事会で決定している。決定した予算は、教授会で報告し、教職員に周知している。

る。

私立学校法及び学校教育法施行規則に基づき、財務情報及び教育情報の公開を行っている。財務情報は、事業報告書、収支計算書等の資料を学園のホームページに掲載し、学園事務局に備え置いている。

監事は、全開催の理事会及び評議員会に必ず出席しており、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査し、意見を述べている。学校法人の業務又は財産の状況について、公認会計士との連携も適切であり、理解を深めた上で、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。また文部科学省が主催する「学校法人の監事研修会」にも毎年積極的に参加し、理事会において報告を行っている。

(b) 課題

監事の業務に関して、財務運営面については特に課題とすることはないが、平成 28 年度学校法人監事研修会配付資料「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）には、財務面だけでなく教学面についても監査することが求められている。監事の役割が教学面やガバナンス改革までの広範な業務になる場合は、現状での非常勤監事 2 名の体制では目が行き届かない。またそうした役割を担うにふさわしい監事の人選も必要となり、常勤監事として配置することも検討せざるをえない。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

■ 基準Ⅳ-C-2 の自己点検・評価

(a) 現状

「学校法人香川学園寄附行為」によると、評議員の定数は 16 名以上 23 名以下（現 18 名）であり、理事の定数は 6 名以上 10 名以内（現 8 名）である。

私立学校法第 42 条の規定されている事項については、寄附行為第 22 条（諮問事項）により理事長があらかじめ評議員会の意見を聞き、その後理事会において審議を経た後、議決しており、適切に運営している。

構成メンバーや就任期間の長期化また高年齢化についても平成 28 年 7 月の改選時期に入れ替わり、2 号から 5 号評議員の概ね半数が新たな評議員となった。このことにより、長期化の解消となり構成員の若返りをした。

(b) 課題

評議員の選任条項の 4 号評議員については、この法人の設置する学校に在籍する学生、生徒及び園児の保護者の会及び教育振興会の代表者のうちから選出されているが、評議員の任期が 4 年に対し、近年の保護者の会及び教育振興会の代表は 1 年サイクルで交代することが多くなり、評議員会での継続的な審議には向かない傾向がある。

〔区分 基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。〕

■ 基準Ⅳ-C-3 の自己点検・評価

(a) 現状

学校法人及び本学は、毎年、予算編成の基本的な考え方を教授会で説明後、事業計画及び予算要望書をまとめ学園事務局に提出する。学園事務局が各所属とのヒアリング、調整の後に集約したものを3月開催の評議員会、理事会で決定している。決定した予算は、教授会で報告し、教職員に周知している。

予算は各部署に配分されるため、執行については各部署責任者の承認を経て行い、予算責任者である学長が最終の承認を行う。会計伝票は各部署で予算の超過の有無を確認したうえ、支出伝票を記入し、当該部署の責任者が押印し、総務課に提出する。総務課、所属長の確認を経て学園事務局経理課に提出する。会計責任者の決裁を得た後、学園事務局経理課が一括して出納を行う。また、月次試算表は、年度当初は遅れることがあるが、当月分を翌月までに適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学校法人会計基準に基づき適正に表示しており課題は特にない。

監事は、予算の編成や予算の補正及び決算を諮問する評議員会とそれらを審議する理事会に出席している。毎年度の監事監査時に、公認会計士から監事、理事長、財務担当理事も出席し、当該年度の監査状況について詳細に報告を受けている。通常の監査時に公認会計士より意見があれば、理事長又は財務担当理事と面談する場を設けており、面談ができない時は、直ぐに報告のうえ適切に対応している。

資産は、固定資産のシステム管理を導入し、固定資産台帳（備品台帳を含む）にて管理している。資金は、支払資金、特定資産毎に預金残高を管理している。また、資金の運用は、寄附行為により確実な取引銀行の定期預金として安全かつ適正に管理している。

寄付金は、宇部フロンティア大学短期大学部教育研究支援基金（U F C - F U N D）を設置し、在学生の保護者や教職員に学生支援やキャンパス整備に関して1口2,000円以上の募金のお願いをしている。学校債の発行は行っていない。寄付金の管理は学園事務局で適正に行っている。

私立学校法及び学校教育法施行規則に基づき、財務情報及び教育情報の公開を行っている。財務情報は、事業報告書、収支計算書等の資料を学園のホームページに掲載し、学園事務局に備え置いている。また、「学校法人香川学園書類閲覧規則」により、何人からも閲覧請求があった場合は、日時、場所を指定し、書類の閲覧に供することとしている。

(b) 課題

入学者が減少し、財政上の安定を確保することが課題である。このため学園全体の中・長期計画や「香川学園の当面の課題解決に向けて」が策定されたが、その計画に基

づく予算編成が行われていない。平成 27 年度に、大学及び本学の中期目標・中期計画（5 年間）が策定されており、具体的に実効性のある事業計画を策定し予算編成を行う必要がある。

■ テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

監事の業務について、当面は 2 名の監事の分担を明示し、それぞれの部分に視点が届きやすいようにすること、また事務局からの資料提出、情報提供など、様々な観点からのサポート体制の整備を行う。

また評議員については、選任条項の 4 号評議員の見直しをするとともに、それぞれの選任条項についても見直しを行い、学園と強い繋がりを持ってもらえるような評議員の構成に努める。

入学者が減少し、財政上の安定を確保することが課題となる中、学園全体の中・長期計画に基づく予算編成が行われていないため、具体的に実効性のある事業計画を策定し予算編成を行う。

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

学長のリーダーシップのもと、平成 29 年度中期目標・中期計画において引き続き教学マネジメントの強化を図る。より具体的にはカリキュラムポリシーに基づく教育課程の見直しに関して、カリキュラムのスリム化について検討を行うとともに、アクティブラーニングの推進を進めていく。こうした取り組みによって学習成果の向上に努める（担当：教学マネジメント委員会）。

理事会・評議員会の体制に関して、監事についてはできる限り常勤の監事を配置することも視野に入れて、検討していく。評議員についても選任条項の 4 号評議員の見直しをするとともにそれぞれの選任条項についても見直しを行う（担当：理事長）。

財務については、中期目標・中期計画を始めとする学園全体の事業計画に見合った財務計画の策定について検討する（担当：理事長）。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

■ 以下の基準（１）～（３）について自己点検・評価の概要を記述する。

基準（１） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

〈全学〉

地域社会に向け開かれた大学を目指し、近隣高校との高大連携を図った。

高大連携の趣旨は、本学の教育・研究に触れる機会を提供することにより、高校生の学習意欲の向上や将来のキャリアデザインに貢献することである。具体的には、平成28年度に、近隣の山口県立宇部西高等学校との間に高大連携協定を結んだ。連携内容は、高校生が本学で開講している教養教育科目の授業を受講し合格すれば、高校は単位互換を行い卒業単位として認定するものである。一方、本学は、単位取得した高校生が卒業後本学に入学すれば、既修得単位として本学の卒業単位として認定するものである。開講科目は、1年前期の本学の教養教育科目「食生活と健康」「情報機器の操作」、後期の「子どもの成長と発達」「生活と情報」の計4科目。高校生はそれらを受講し、単位認定を行う仕組みである。平成29年度から実施する。

本学の地域貢献活動において中心的な役割を果たしているのが宇部フロンティア大学附属地域連携センター（宇部フロンティア大学及び本学の共同附属機関）である。同センターは、様々な活動・依頼・委託・相談等における大学と外部とのワンストップ接続機関であり、本学の窓口として、行政、企業、教育機関、各種事業所、NPO、ボランティア団体等からの各種相談に対応するとともに連携を図っている。

現在実施中の事業としては、以下のものがある。

①独自事業

ボランティア・コーディネート

学内外からのボランティア等の派遣要請に対応する。

地域連携研究助成事業

地域連携をテーマにする学内の教職員の研究を助成する。

産官学連携支援事業

学内の人材をはじめとした各種資源と学外のニーズのマッチング、会議や事業への識者派遣依頼への対応等、学内のアカデミックリソースを生かした連携事業を支援する。

②受託事業等

宇部市発達障害等相談センター「そらいろ」

受託期間：平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度

委託者：宇部市

※人間社会学部福祉心理学科が中心となって事業を行っている。

山口県子育て支援員研修事業

受託期間：平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度

委託者：山口県

※本学が受託し、山口県立大学、特定非営利活動法人あっと、特定非営利活動法人下関こども・子育てネット、山口県子育て支援センター連絡会、特定非営利活動法人学童保育協会、防府市ファミリーサポートセンターのご協力を得て行っている。

発達障害児等支援者研修会

受託期間：平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度

委託者：宇部市

※平成 28 年度まで、短大部保育学科が中心となって事業を行ってきた（平成 29 年度より、宇部市発達障害等相談センター「そらいろ」に変更）。

宇部市学童保育人材育成研修

受託期間：平成 27 年度、平成 28 年度、平成 29 年度

委託者：宇部市

※短大部保育学科が中心となって事業を行っている。

がん・なんでも相談窓口

開始：平成 29 年 4 月 1 日

委託者：宇部市

※人間健康学部看護学科が中心となって事業を行っている。

③その他の事業

やまぐち未来創生人材(YFL) 育成・定着促進事業

（文部科学省 COC+事業）

実施時期：平成 27 年～

参加機関：山口大学（代表校）、山口県立大学、徳山大学、山口学芸大学、山口芸術短期大学、山口東京理科大学、東亜大学、至誠館大学、宇部フロンティア大学、宇部工業高等専門学校、徳山工業高等専門学校、周防大島商船高等専門学校、地方自治体 20 団体、民間企業 108 社、経済団体等 9 団体

多目的トイレ検索アプリ開発プロジェクト

実施時期：平成 27 年～

参加機関：宇部市 ICT 推進課（主管）、山口大学工学部、山口県立大学、山口東京理科大学、宇部高等専門学校、有限会社リベルタス興産、株式会社宇部情報システム、山口

県産業振興センター、宇部フロンティア大学

〈保育学科〉

保育学科では、学内の講義室を利用して毎月 2 回地域の高齢者を対象としたコースの指導を学科の教員が行っている。

名称：藤山ドリームコーラス

会員：約 35 名

練習日時：各月、第 2.4 週火曜日 13 時～14 時半

練習場所：宇部フロンティア大学短期大学部 学生ホール

活動：毎年 11 月に開催される「藤山ゆめ音楽祭」で発表。

昨年「むべの里」からの出演依頼があり、夏祭りの野外ステージで発表。

いろいろなジャンルの曲を簡単な二部合唱でハーモニーを楽しんでいる。

最近では混声 3 部合唱にも挑戦している。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科では、下記のような取り組みを行った。

1. 公開講座の実施

日本フードスペシャリスト協会の助成を受け、一般市民を対象とした公開講座「健康を支える医食農連携プログラム」を実施し、「食と健康から見た野菜のチカラ再発見」をテーマに、3 名の専門家による講演を行った。

「野菜摂取はヒトの宿命」 講師：本学教員

「グリーンハウスの新たな取り組みと医食農連携」

講師：グリーンハウス社長 松村正勝氏

「野菜からみつけた血管病とがん細胞遊走の特効薬成分」

講師：山口大学医学部 小林 誠氏

日 時：平成 28 年 9 月 24 日（土）13：30～15：30

場 所：本学 121 講義室

参 加 者：地域住民 約 80 名

スタッフ：学科教員 6 名、学生 3 名

講演の後にケミカルスープの試飲を行った。

講演内容は、健康を支える医農食連携のプラットフォームを目指す意向により医師、食品栄養学及び生産者が各専門の立場から野菜の健康への効果や健全な野菜作りへの取り組み等を紹介した。

2. 体験型食講座の実施

藤山地区の 60 歳代以上の方をお招きし、これからも地域で元気に暮らしていくための食育講座を開催した。参加者には事前アンケートを行い、開催テーマ、調理実習のメニュー、食生活アドバイスの内容等について、栄養指導実習Ⅰの授業の中で計画・準備した。

日 時：平成 28 年 7 月 21 日（木）10：40～13：00

場 所：調理第二実習室

テーマ：今日のごはんが明日の笑顔

ーこれからも地域で元気に暮らしていくために食生活で気をつけたいことー

実習メニュー：主食 ごはん、主菜 豚つくね、副菜 1 夏野菜の南蛮漬け、
副菜 2 カラフルおから、汁物 みそ汁

参加者：藤山校区在住で 60 歳以上の方 30 名

学生はアドバイス企画班、アドバイス実施班、クッキング企画班、クッキング実施班に分かれて計画から実施までを担う。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

地域社会に向けた公開講座や交流については、教員はもとより学生の積極的参加を期待したいが、過密なカリキュラムや時間割の中で負担も大きく参加が難しい状況にある。

公開講座については、平成 24 年度「サイエンスカフェ」と題して 5 回開催したが、平成 26 年度は、教員が多忙であることから開催していない。大学には地域連携センターが設置されていることから、今後は大学及び本学が連携し、窓口業務の一本化や地域に開かれた大学としての地域連携、交流のあり方を検討していくことが望まれる。

〈保育学科〉

平成 28 年度の取り組みとしては、平成 27 年度に引き続き、地域の高齢者コーラス指導にとどまり、新たな公開講座の開催にまで至っていない。地域社会の子育てや保育等に関するニーズは高く、公開講座等を開催する必要性は認識しているものの、現在の教員の日常業務が多忙であるため、開催までに至っていない現状がある。地域連携センターと共に、地域のニーズに応じた内容の公開講座を開催していくことが今後の課題である。

〈食物栄養学科〉

公開講座の参加者は 80 名以上で、30～80 歳代と幅広い年齢層であったことから、食と健康に対する関心の深さが窺えた。今回は単発の講座であったが、年間を通して実施する可能性を見出したい。

体験型食講座は平成 27 年度から実施しており、参加者から好評を得ていることから継続性を持たせて取り組みたい。また、学生にとっては栄養士としての実践力を習得する機会となっている。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

地域連携センター主導による両学科の特色を活かした公開講座を早期に企画する。教養教育科目を対象とした公開授業の実施を検討する。

正規の授業の中に地域交流事業の企画を組み込んだり、学生会・サークル活動を通じた交流会の活性化を図る。

〈保育学科〉

今度の改善計画としては、地域の保育に関するニーズをもとに、大学の地域連携センター主導により、子ども・子育て領域に関する公開講座の開催に向け立案を進める。

〈食物栄養学科〉

食の専門家を養成する課程であることから食に関わる情報発信は可能であるが、新たな事業を組入れるには時間的・物理的に困難を極める。このことから、学科行事や学生の学習活動等を活かした企画を考えたい。

基準（２） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

〈全学〉

平成 28 年 11 月 6 日の「宇部まつり」では、学生会が主体となって本学のブースを設け、子ども遊び広場を開設した。当日は、シャボン玉作り、竹とんぼ製作、食育ゲームを展開し、多くの子ども、保護者、卒業生の参加があり、宇部市民の大きなイベントである「宇部まつり」を盛り上げた。学生にとっては授業で学んだ知識や技術を試す機会ともなり、実体験から多くの学びがあったと考える。

〈保育学科〉

宇部市の行政はじめ、地域で活動する各種団体からのボランティア派遣や協力依頼が毎年数多く寄せられ、学科をあげて意欲的に協力に応じている。

中でも、平成 28 年度は、宇部フロンティア大学附属地域連携センターの委託事業のひとつ、「平成 28 年度子育て支援員研修」（山口県委託事業）において、本学科教員を講師や研修プログラムのコーディネーターとして派遣し、本事業運営の一端を担った。

また、保育者養成を行っている本学科として、障がい児・者への支援や関わりの理解に繋がるものとして、宇部市内で活動をしている NPO 法人おひさま生活塾からの協力依頼にも積極的に取り組んでいる。本年度は、NPO 法人おひさま生活塾主催公開講座「発達障害児と家族への豊かな学びと生活支援を考える」（宇部市障害者福祉推進事業助成）にコーディネーターとして教員を派遣し、託児係として本学科学生が関わった。

その他、取り組んだものは、次のとおりである。

事業名	主催	活動内容
銀天街にぎわいフェスタ 「すくすくコンテナほいく えん」	株式会社にぎわい宇部	子どものあそびのコーナー補助 として、学生 2 名参加
スポちゃれ祭 2016 (ニュースポーツフェステ ィバル)	宇部市スポーツ推進委員協 議会 (共催：宇部市)	ちゃれんじエンジョイコース・ち ゃれんじ体力測定コースの補助 として、学生 7 名と本学科教員参 加
第 13 回 “はあ〜と of ふれ んず” 障害者の祭典	第 13 回 “はあ〜と of ふれ んず” 障害者の祭典 実行 委員会 (共催：宇部市障害者ケア 協議会)	参加する障がい者のイベント参 加サポートとして、学生 10 名と 本学科教員参加
第 6 回藤山ゆめ音楽祭	藤山ゆめ音楽祭実行委員会	ピアノ連弾で、学生 3 名参加。
N P O 法人おひさま生活塾 公開講座「発達障害児と家 族への豊かな学びと生活支 援を考える」	N P O 法人おひさま生活塾 (共催：宇部フロンティア大学短 期大学部)	・託児、駐車場係の補助として、 学生 4 名参加 ・対談「専門機関と社会資源のつ ながり」コーディネーターとし て、本学科教員参加
パラスポーツレクリエー ション	山口県障害者スポーツ指 導者協議会<宇部・山陽小 野田・美祢地域> (共催： 宇部フロンティア大学短期大学 部)	障がい者スポーツを楽しむ参加 者のサポートとして、学生 22 名 と本学科教員参加
スポーツ・レクリエーシ ョン大会	山口県レクリエーション協会・ 山陽小野田市レクリエーション協 会設立準備委員会	遊びのコーナーにおいて、学生創 作の遊びを提供。学生 15 名と本 学科教員参加

このような活動以外にも、学科教員それぞれが自分の専門領域において、地域の文化団体の理事や委員、あるいは講座の講師を務めている。こうした各教員と地域団体との繋がりもまた、学科の取り組みの一翼を担っている。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科では、産官民との連携事業として下記のような取り組みを行った。

1. 丸久株式会社との共同開発 (平成 25 年度に協定締結)

消費者の健康ニーズに沿った弁当の開発を目的に平成 25 年度より取り組んでいる。栄養バランスに加え野菜たっぷりをテーマにした弁当開発を 3 年間実施し、平成 28 年度は和の食材をとりあげ大豆製品を使った健康的な弁当「まめ〜なにっこり弁当」、大豆製品を使った惣菜「豚肉とおからのマーボ炒め」「食べたらサラダ」を学生と共同開発・商品化して、山口県内の丸久・アルク各店で販売した。

販売期間：弁当 平成 28 年 10 月 11 日～22 日、惣菜 平成 28 年 10 月 11 日～11 月

本活動は食物栄養ゼミとして取り組み、学生は本学科で学んだ知識を集約して臨んだ商品考案から商品化のプロセスを体験することで、実践力習得につながった。

2. JA 山口宇部との連携事業（平成 25 年度に協定締結）

JA が行う高齢者対象の配食サービス事業に対する献立やサービスの提案、実習等を通じた教育向上を目的に平成 25 年度より取り組んでいる。

JA が行う高齢者対象の配食サービス事業（山陽ふれあいサービス）では専属の管理栄養士が献立を立てている（基本献立）。JA 山口宇部より宇部地域に即した献立、新たな献立、利用者のニーズに沿った献立等、メニュー改革の要望があり、学科教員が基本献立のアレンジ、新規料理の導入等を毎月実施している。

平成 28 年度は次の通り実施した。

	基本献立受付	アレンジ献立提出
7 月献立	6 月 2 日	6 月 9 日
8 月献立	7 月 8 日	7 月 14 日
9 月献立	8 月 5 日	8 月 15 日
10 月献立	9 月 2 日	9 月 9 日
11 月献立	10 月 7 日	10 月 13 日
12 月献立	11 月 9 日	11 月 15 日
1 月献立	12 月 6 日	12 月 13 日
2 月献立	1 月 11 日	1 月 17 日
3 月献立	2 月 6 日	2 月 13 日
4 月献立	3 月 7 日	3 月 14 日

注）5・6 月献立においては先方とのメール連絡不都合で実施不可

サービスの提案として利用者へのメッセージカード配付を不定期に実施している。これを食物栄養ゼミ等で取り組み、献立に関する内容を取り上げた学生からのメッセージとして仕上げ、利用者と学生とのコミュニケーションの機会と位置づけている。

また、通所介護事業ふれあいデイサービス「樹」において、学生考案の手づくりおやつを提供を平成 26 年度より実施している。平成 28 年度は 3 回実施した。

実施日	提供おやつ	提供数
平成 28 年 10 月 31 日	おさつモンブラン	25 人
平成 28 年 11 月 28 日	かりんとう饅頭と生八つ橋風	25 人
平成 28 年 12 月 12 日	クリスマスシフォンケーキ	23 人

本活動は食物栄養ゼミとして取り組み、提供に際してはおやつの特徴、材料、作り方を説明し、喫食後に味や量、食べやすさ等の感想を聞き評価とした。学生はおやつ考案

から調理、提供と評価の一連を体験することで、高齢者との関わり方や食べる人に対する思いやり等、実践力と社会性の習得につながった。

さらに、新規事業の提案として平成 28 年度より、農産物直売所『新鮮館』利用者に対する料理カード配付について学生と取り組みを開始した。本活動は食物栄養ゼミとして取り組み、料理カード配付により直売所利用者へのサービス向上、農産物販売促進につなげることを考えた。

3. 周南市との連携事業（平成 26 年度に協定締結）

周南市の 6 次産業化と地産地消の推進を目的に、周南市の特産品を使った料理等の考案、クリスマスケーキ教室の開催について、平成 26 年度より取り組んでいる。

平成 28 年度は周南ブランドの創出として和紅茶に合うスイーツ『クッキートマレーヌ』を考案し、商品化に向けた取り組みを行った。本活動は食物栄養ゼミとして取り組み、学生はスイーツ考案から商品化への一連の過程を経験することで、実践力習得につながった。

また、親子対象のクリスマスケーキ教室を開催し、学生が子ども達を指導した。詳細は次のとおりである。

実施日：平成 28 年 12 月 3 日

場 所：新南陽ふれあいセンター（周南市福川南町）

内 容：親子で手作り地産地消クリスマスケーキ教室「スコップケーキを作ろう」

参加者：親子 6 組を含む 20 名程度

スタッフ：1・2 年生 6 名、教員 5 名

スタッフとして参加した学生は、製菓演習を受講しており、授業で習得した技術を発揮できる機会として捉えている。異なった年代の人とコミュニケーションを図る学習機会でもある。

4. 宇部市との連携事業

市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる健康長寿のまちづくりの実現に寄与することを目的とした「宇部市健康づくり推進条例」（平成 27 年 4 月）に基づく下記の事業に協働している。また、食育は幅広い分野に関わり、その推進にあたっては、食に関わる多様な関係機関が相互に連携・協力することが必要であることから、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域・団体、生産者・食品関連事業者、行政などで構成する連絡会議に出席している。さらに、市で開催される健康づくりイベントの食生活ゾーンにおいて啓発活動を実施した。

会議には教員が出席し、事業内容によっては学生への情報提供や参加等を行っている。

健康づくり計画策定ワーキングへの出席状況

実施日	場 所	活動内容
平成 28 年 5 月 19 日	保健センター	第三次宇部市健康づくり計画策定委員を務めた。
平成 28 年 6 月 30 日	保健センター	
平成 28 年 8 月 24 日	ときわ湖水ホール	
平成 28 年 9 月 29 日	保健センター	
平成 28 年 10 月 20 日	保健センター	
平成 28 年 11 月 17 日	総合福祉センター	

ヘルシーメニュー審査会への出席状況

実施日	場 所	活動内容
平成 28 年 8 月 10 日	保健センター	健康に配慮した食環境の整備に向けたヘルシーメニューの審査及び普及啓発を行った。
平成 28 年 9 月 17 日	ここと宇部店	
平成 28 年 12 月 8 日	ブルーウェーブ	

食育推進連絡会議等への出席及び参加状況

実施日	場 所	事 業 名
平成 28 年 10 月 13 日	保健センター	食育推進連絡会議（たべうベネット）
平成 28 年 11 月 26 日	ときわ湖水ホール	ごきげん未来フェスタ

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

〈保育学科〉

多忙な学内業務の中で如何に継続して活動に参加するかが課題である。高等教育機関として、宇部市をはじめ、行政や地域の活動団体からの期待は大きく、そうした依頼に真摯に応えていくことが地域社会からの信用・信頼を得ることや、ひいては学生募集につながる可能性もあり、いったん生まれた交流が途絶えないようにするための方策が求められる。

〈食物栄養学科〉

いずれの連携事業も数年前より継続して行っているものである。主担当の教員を設け食物栄養ゼミの一環として取り組むことで学生の実践教育につなげている。現在は事業が遂行できているが、今後の課題として、教員の異動等が生じた場合の引継ぎ、学生の関わり方等があげられる。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

〈保育学科〉

保育に限らず、レクリエーションや障がい者スポーツ等といったさまざまな分野の団体との連携は、資格取得者の養成校としても、実践的な学びの場としても大変重要なものとなっている。こうした活動を今後も継続的行なっていくためには、活動に関する学科内での理解と情報共有が必要であると考え。例えば、活動の様子を写真等を活用した簡単な実践報告といった掲示物等も含め、方法の検討を進めていく。

〈食物栄養学科〉

地域に根ざした短期大学の使命として地域や外部組織との連携は必須である。しかし、継続させるためには新たな発想や企画が求められる事業もあり、教員の負担にもなりかねない。継続を含め今後の事業運用をしていくためにも、学科内及び附属地域連携センターでの情報交換と連携がより求められてくる。

基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学教員の外部からの委員等の委嘱状況は下表のとおりである。地元行政の審議会をはじめ公的団体が行う会議の委員等として委嘱され、教員はその専門性を活かして活躍している。

区分		委嘱先	人数(延べ数)		
			保育学科	食物栄養 学科	その他
委 員	文部科学省	初等中等教育局	0		
			0	0	0
	地方公共団体	山口県、宇部市、山口市	85		
			67	18	0
非常勤 講師	大学・短大等	山口大学他	5		
			5	0	0

〈保育学科〉

学外より依頼のあったボランティア件数 70 件のうち、保育学科学生が参加した活動は 8 件、参加数は 27 人であった。内容は、主に地域の福祉施設における行事やイベントのお手伝いから子どもや障がい児・者のお世話等といったものであった。こうした

地域のボランティア活動は、学外から地域連携センターへ直接依頼があるものだけに限らず、地域での様々な役割を担っている本学科教員への直接的な依頼もある。

平成 28 年度参加した主なボランティア活動は次のとおりである。

事業名	主催	活動内容
新天町子どもまつり	新川市まつり実行委員会 (宇部商工会議所内)	遊びのコーナーとして、学生 2 名と本学科教員参加
つくしままつり	児童発達支援センターうべ つくし園	遊びのコーナーを担当。学生 19 名と本学科教員参加
平成 28 年度スペシャルオリンピックス日本・山口キャンプ	スペシャルオリンピックス 日本・山口	障がいをもったアスリートの活動補助として、学生 8 名と本学科教員参加
宇部まつり	宇部まつり実行委員会	宇部レクリエーション協会の遊びのコーナーに学生 2 名と本学科教員参加
第 13 回くすのきカンントリーマラソン	くすのきカンントリーマラソン実行委員会（構成団体：宇部市、宇部市体育協会他）	託児ボランティアとして学生 8 名参加

このようなボランティア活動へ対応する体制が整備され、地域連携センターが学外からの情報の集約と学生への発信を担ってきた。

〈食物栄養学科〉

平成 21 年度から 26 年度までの 6 年間に於いて、美祢市吉則保育園より園行事の食育フェスタ（元気キッズフェスタ）へのボランティアの依頼があり、学生の希望者を募って参加していたが、平成 28 年度は依頼がなかった。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

〈保育学科〉

学外からのボランティア派遣要請の窓口を地域連携センターが担ったため、ボランティアに関する情報の集約と把握が可能になり、要請側に対する対応がスムーズに行われるようになった。また、学生にもメールや掲示等を活用し、ボランティアの情報を随時提供することが可能となった。しかし、多くのボランティア派遣要請に対して、すべてに応じることが出来ていないとともに、なかなか学生のボランティア参加数が増えていないという現状がある。こうした現状を踏まえ、学生の参加意識を高め、できるだけ参加数を増やしていく取組を検討していくことが今後の課題と考える。

〈食物栄養学科〉

学外からのボランティア派遣要請があった場合、対応できる体制を整えておきたい。一方で、学生に対しボランティア精神を育む働きかけが必要である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

地域連携センターが平成 27 年度より開設されたことで、外部からのボランティア要請依頼の受け付け窓口が一本化され、ボランティアの依頼→学生への周知→学外活動届け提出→活動報告書提出の流れが整備された。こうしたボランティア参加は、学生たちの貴重な体験学習の機会にもなりうることを踏まえ、地域連携センターとともに、学科としても学生へのボランティア参加意識を高める取り組みを進めていくことを検討していきたい。